

令和8年第2回 飯塚市議会会議録第5号

令和8年3月5日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第14日 3月5日（木曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算
（ 協働環境委員会 ）
- 2 議案第33号 令和8年度 飯塚市介護保険特別会計予算
（ 福祉文教委員会 ）
- 3 議案第34号 令和8年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計予算
（ 協働環境委員会 ）
- 4 議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 5 議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 6 議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 7 議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 8 議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 9 議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 10 議案第41号 令和8年度 飯塚市工業用水道事業会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 11 議案第42号 令和8年度 飯塚市下水道事業会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 12 議案第43号 令和8年度 飯塚市立病院事業会計予算
（ 経済建設委員会 ）
- 13 議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 14 議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 15 議案第46号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
（ 経済建設委員会 ）
- 16 議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
（ 総務委員会 ）
- 17 議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例

- (総務委員会)
- 18 議案第49号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 19 議案第50号 飯塚市適応指導教室条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 20 議案第51号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 21 議案第52号 飯塚市文化会館条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 22 議案第53号 飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 23 議案第54号 嘉穂劇場条例
(福祉文教委員会)
- 24 議案第55号 飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 25 議案第56号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
(福祉文教委員会)
- 26 議案第57号 飯塚市筑穂トレーニングルーム条例
(福祉文教委員会)
- 27 議案第58号 飯塚市農業施設条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 28 議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 29 議案第60号 飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
(経済建設委員会)
- 30 議案第61号 サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例
(協働環境委員会)
- 31 議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 32 議案第63号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（車両損傷事故）
(協働環境委員会)
- 33 議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること
(総務委員会)
- 34 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について
(総務委員会)
- 35 議案第66号 市道路線の認定
(経済建設委員会)
- 36 議案第67号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））
(総務委員会)

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
(協働環境委員会)
- 2 議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）
(経済建設委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）

これより本会議を開きます。昨日に引き続き、一般質問を行います。7番 藤間隆太議員に発言を許します。7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

昨日、いづかブランドをいろいろ買って、おいしそうな物がたくさんあるなど、眺めながらちょっとぼーっとしていましたが、「藤間議員、こんにちは」って挨拶を頂きまして、これはご近所の方だったんですけど、「もうすぐサニーベールに行くんです」って挨拶を頂きました。「海外とか興味あるんですか」と聞いたら、娘さんのほうが、「大学では国際関係を勉強したいんです。国際関係に興味があって、世界平和に少しでも貢献できるような仕事に就きたい。」とおっしゃっていました。実際に、海外に1人で行って、文在寅前大統領にも会ってきたという話を、すごい真っすぐな目をしておっしゃるんですね。その姿を見ていたら、こういう子どもたちの未来を開くために汗をかくのが大人の仕事なんだろうなと思いました。この気持ちが皆さんに伝わったら、今日の一般質問すべきことは終わったのかなと思いつつも、まだ時間が残っているので、ここから先は蛇足かもしれませんが、今日、自分なりに飯塚市の未来について考えてきたので、ぜひ聞いていただければと思います。

本日のテーマとしては、人口減少という課題に対して、飯塚市が未来のために今なすべきことは何かということをはっきりと明らかにしたいなと思って、今回の質問をさせていただきます。人口政策を考える上で、基本的な考え方と優先順位を整理することが今回の狙いです。なお本日は、限られた予算をどこに重点配分すれば、投資効果を最大化できるのかという観点に絞って論じます。同じ予算でも配分の仕方次第で成果は大きく変わります。一方で、福祉は生活の安心や公平性といった別の目的を持つ評価軸でございますので、本日の議論は福祉の必要性を論じるものではなくて、福祉については、別途、丁寧に検討すべきことだとは思っております。

今回、質問に入る前に結論を私なりに申し上げればと思っております。現在、飯塚は人口減少局面でございますが、市の将来を左右する核となる計画が3つあるかと思っております。1つ目は、既に策定されている飯塚駅周辺地区整備基本計画です。2つ目は同じく計画が整っております飯塚地区かわまちづくり計画です。そして3つ目は、福岡に最も近い飯塚として発信できる筑前大分駅周辺の整備です。

さらに、人口政策を成果につなげるという観点からはシティプロモーションの進め方の整備も必要だと思っております。私はPRを2段階に分けて考えるべきだと思っております。第1は、すぐにできるPR、既に飯塚市にある強みを誰が聞いても伝わる言葉に落とし込んで発信していく。第2は、PRをつくっていく、このワンフレーズを聞いたら、飯塚市ってすごいと思ってもらえるような、そういう強みそのものを政策と投資でつくっていく。そういう取組が必要だと思っております。

さて、まずは飯塚市の現状の人口動態についてお伺いできればと思っております。令和6年1月から5月に、市内に転入された方に対して転入者アンケートを実施されていらっしゃると思いますが、どのような結果でしたでしょうか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

転入者アンケートの結果でございますが、190人の方からご回答を頂いております。

年齢の内訳といたしましては、10歳代が5.3%、20歳代が46.3%、30歳代が18.4%、40歳代が12.6%、50歳代が11.1%、60歳代が3.7%、70歳から74歳までが0.5%、75歳以上が2.1%となっております。

転入前の居住地につきましては、福岡市が15%、九州・山口が同じく15%、次いで、嘉麻市が8%となっております。

転入した理由につきましては、仕事の都合が55%と最も多く、次いで、親族がいること、親族との同居のため等が13%、結婚のためが8%となっております。

転入した理由を仕事の都合と回答した方の仕事の内容につきましては、就職が22%と最も多く、次いで、転勤が20%、退職が19%となっております。同様に仕事の都合と回答した方の勤務先につきましては、飯塚市内が42%と最も多く、次いで、福岡市が8%、田川市が4%となっております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

今おっしゃっていただいたアンケート結果にはとても重要な示唆が含まれていると思います。福岡市や田川市で働くことになったけれども、引っ越し先として飯塚を選んだ。そういうようなことがアンケートから伺うことができます。通勤先ではなくて、暮らしの拠点として飯塚が選ばれている。住む候補地が複数ある中で飯塚を選んでいる。これがアンケートのポイントだと思っております。

先日の同僚議員の質問の中の答弁でも、今年の飯塚の社会増はプラス417名、これは大変心強い結果だと思っております。これをもう少し長いスパンで、流れとして捉えてみると、飯塚の社会増減は振り返ってみると、2012年頃を境に今まで社会減がずっと続いていたところが、だんだん社会増減が拮抗していくのが2012年頃で、近年でいうと2022年がプラス179名、その後プラス264名で、プラス277名、そして増加基調になっていくと。直近の2025年がプラス417名、こういった状態になっています。

この流れと重ね合わせて考えることができる指標があります。それが福岡市の住宅地の価格です。福岡市の住宅地の価格は、2013年に底を打ちまして、そこから下落傾向から上昇傾向に変わっています。さらに、上昇が目に見えて加速するのが2022年頃です。飯塚の社会増が開始したタイミングと同じタイミングです。上昇率でいうと、2013年から2022年までは年平均でプラス5.28%ぐらいの上昇率、さらに2022年以降は年平均でプラス9.7%、すごく伸びている、そういう状況です。福岡のお住まいのコストが増大したタイミングで飯塚の社会増が強まっている。つまり、福岡都市圏の住宅環境の変化が飯塚を含む周辺の居住選択に影響を与えているというふうに考えます。一言で申しますと、福岡市で家を買おうとしたら、「高すぎるよね。ちょっと離れた所で家を買おうね」と、そういうことになっていると思っております。

さらに、筑豊地方全体を見てみると、飯塚の位置づけを考えてみると、より飯塚の特性が分かります。嘉麻市ですとか、桂川町、小竹町、そういった周辺地域から飯塚市に転入する方が多くいらっしゃるんですが、よくよく考えてみますと、通勤を理由とするのであれば、この周辺から飯塚に住替えは必要ございません。だからこそ、評価できることは、筑豊圏内の移動はやむを得ない事情ではなくて、飯塚に住むことを選んだというふうに言うことができます。

また、統計として十分に整理されているわけではないんですけれども、周辺の自治体の市役所職員ですとか一定の所得がある方に対して個人的にヒアリングをしてみまして、どこにマイホームを構えていますかと聞いてみると、飯塚でマンションや戸建てを買った人が少なくございません。そこは住環境に加えて教育環境への評価が影響していると考えております。

加えて、筑豊圏内の通勤の統計データを見てみますと、飯塚市からほかの市町村へ通勤する人よりも、ほかの市町村から飯塚へ通勤して来る人のほうが多い。つまり、飯塚というのは筑豊に

おける雇用と生活拠点、そういう心臓として、筑豊全体を支えるハブになっているという状況でございます。

マンションを含む住宅投資というのが、住宅整備が飯塚で進んだ結果、福岡ではなく、飯塚で住宅を購入する、こういった需要に供給が応えてきた面があると思います。住環境が整って、教育環境も含めて評価され、筑豊の中で住むなら飯塚、そういう選択肢が広がってきて、社会増が増えてきたというのが現状だと思っております。

ここまでが現状の認識の共有でございまして、それでは、将来に関して質問していきたいと思っておりますが、飯塚、社会増減だけではなくて、自然増減を含めて考えますと、人口自体は減っていくこととなります。こういった人口減の中で、飯塚市としてはどういうふうに課題を整理して、どのような打ち手を考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思っております。ぜひ市としての考えをお示しいただければと思っております。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

人口の関係につきましては、第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関わっておりまして、その策定の際に行った調査分析をご紹介します。課題は大きく3つあると考えております。

1つ目は、出生数の確保による自然減少の抑制でございます。本市の合計特殊出生率は全国や福岡県より高いものの、令和6年には1.46と依然として低い水準にございます。また、20歳代は転出超過であることから出生数への影響が危惧されます。

2つ目は、若年層の転出抑制による社会減少の抑制でございます。男性は10歳代後半で転入超過となるものの、20歳代前半では転出超過となっております。また、大学生の「住みたくない」と回答した割合は5割を超えております。

3つ目は、まちの魅力向上による定住促進でございます。仕事を理由とした転入が多く、住環境が転入先を決める最も大きな理由とはなっていないということでございます。また、一旦、飯塚市を離れた方が親族と同居、または近くに住むためにUターンする割合は低い状況でございました。

次に、その対策でございますが、1つ目は、若年世代の就労と子どもを産み育てやすい環境を整備することと考えております。若年世代の就業環境の整備を促進する。また、子どもを産み育てやすい環境を整え、子育てに対する不安を取り除く必要があると考えております。

2つ目は、教育の充実、地域特性に合った就業機会の拡大を図り、人口流出に歯止めをかけることと考えております。本市の強みである大学進学で流入してきた若年層が就職に伴い、再び市外へ流出することを食い止めるため、若年世代の就業環境の整備を促進する。また、福岡都市圏や北九州都市圏へ1時間程度の通勤圏であることなど、本市に居住したまま市外通勤が可能な立地であることをPRし、就職による市外流出を食い止める。さらには、学力の向上を図り、教育レベルを起因とする若年層の都市圏への流出に歯止めをかける必要があると考えております。

3つ目は、人口減少、高齢化社会に対応した魅力ある都市を構築することと考えております。人口減少、高齢化社会に対応した魅力ある都市を構築し、本市への帰郷、定住等を促進する。また、地域資源を生かした魅力ある都市を構築し、若年層のまちに対する愛着の醸成を図る必要があると考えております。

このような対策を講じ、飯塚市が持続的に発展するまちとなり得るよう取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

さて、福岡都市圏や北九州都市圏へ通勤が可能な立地であることをPRする、このような答弁がございました。方向性には賛成しつつでございます。しかし、飯塚市が西鉄バスに依頼してPRしたキャッチコピーを覚えていらっしゃるでしょうか。これは「イイ！！飯塚市 バスで1時間」と、こんなキャッチコピーがございました。率直に言って、「バスで1時間、飯塚いいな」と思うかという、ちょっと厳しいかなと。どうでしょうか。これは例えばなんですけど、「飯塚、福岡の隣 博多から電車で30分」、あるいは、「今、飯塚に住む人が増えています 移住者の物語はこちら」、QRコードがバスの車体にばんとあると。こういったほうが関心を持ってくれる人が増えるんじゃないかなと。根拠ですとか、具体性、読み手の行動につながる導線をつくっていく、そういったことが必要じゃないかと思っております。このキャッチコピーは、どの程度推敲を重ねて、どういうふうに検証があって、媒体とかターゲットがどうされてきたかっていうのは、今後、広告を出すときには、ぜひ、皆さん、若手の方とか、AIとかいろいろなツールを使って揉んでいただければと思っております。

さて本題ですが、人口政策として重点的にすべきこととしては、教育、都市開発、適切なPR、この3つが大事だと思っております。飯塚に移住したい人、飯塚に住み続けたい人を増やす、そのためには、まず、目標像をシンプルに置くべきだと思っております。つまり、福岡で働く人にとって、飯塚に住んで福岡市に通うというライフスタイルが満足できる、こういう飯塚をつくる、こういうふうにシンプルに置いていいと思っております。この一点に絞って考えていいんじゃないかなと。なぜかという、今申し上げた飯塚が実現できれば、結果としては、周辺の市町村で働く人が飯塚に住みたいという都市にもなりますし、既に飯塚に住んでいるけれど、福岡に仕事がある、こういう人が飯塚から福岡に離れてしまう、これも減らすことができます。

では、外から来る方が求める住まいとは何か、どこに投資をすれば、移住の流れをさらに加速することができるのか、私はその鍵は、利便性、安心感、教育、そして、暮らしの魅力だと思っております。その観点から、まず中心として上がるのは新飯塚駅と飯塚駅です。移住者、特に、市外に通勤する人にとって、駅周辺の住環境というのが生活の基盤になります。一方で、飯塚駅周辺は、現状、夜間暗かったりだとか、安心感が足りなかったりだとか、そういう課題がございまして。だからこそ整備の余地が大きい。駅前を明るくして、歩行者動線を安全にして、周辺に商業機能や生活サービスを誘致していく。こういった投資を重ねれば、飯塚駅周辺の現在の暗さは伸び代に変わっていくと思っております。ほかの地域から人を飯塚に引きつける力は確実に深まっています。

次に、新飯塚駅中心です。こちらは既に、学校、学習環境、スーパーなど、そういった環境がそろってまして、一定の利便性が確保しております。ここから行政が関わって、魅力をさらに引き上げるような投資があるとすれば、遠賀川の価値を生かす飯塚地区かわまちづくり計画だと考えております。単なる川の整備で終わらずに、ふれあいの場として、にぎわいを生んで、お散歩や憩い、こどもの学びにもつながる、そういった河川空間をつくっていく。これは方向性として正しいと思っておりますので、ぶれずに着実に実行していくべきだと考えます。行政が環境整備を進めて、民間が住宅投資を行って、住宅整備で応えていく、この官民の役割分担が回り出すと、都市の魅力というのが、一個一個の点という形ではなくて、面でつながっていく、外から人が入り続ける構造ができると思っております。これは飯塚市が今も力を入れていらっしゃることでございますので、これは勝ち筋として続けていくと。

これは第3の柱で、ここはまだ皆さんと私で同じ価値観を持っていないと思うんですけども、私は筑前大分駅周辺を活用していくべきだと考えております。理由はシンプルで、博多駅まで電車で30分、これがポテンシャルがあると思っております。これは通勤・通学の選択肢が広がる時間的な価値、これが大変大きい。30分というのは居住地選びの決定的な要素になります。ハードは駅周辺の整備、ソフトは生活サービスの充実、この両輪でこの地域を盛り上げていくべきです。

具体策として、例えば、筑前大分駅の徒歩10分圏内を重点地区にします。飲食店や小売店、塾、そういったB to Cの事業者への支援を市として事業支援を行う。例えば、今、商店街で事業支援を行っていらっしゃいます。これは、内容は理解します。ただ、人口を増やして定住を促すという政策目的を考えれば、筑前大分駅付近の生活利便性を上げたほうが投資の効果は高い、大きいと考えます。商店街のような中心部にお店を増やしても、結局、需要を奪い合って、全体のパイが大きくなることはありません。しかし、現状、店舗が少なくてちょっと不便だと思うような筑穂地域にお店が増えていけば、エリアの価値が向上して行って、より住めるエリアになっていきます。この地域の価値そのものを上げることができます。これは結果として、移住者に対する訴求力を強めて、住環境の整備を呼び込めます。こういうことをすれば、補助金という税金を事業者の売上げ補填にせず、エリアの価値を上げるような使い方としてできる、そういうことになります。

まとめて申し上げますと、飯塚の社会増をさらに強めるには、移住者のニーズである利便性と安心感を、駅を核に磨いていく。飯塚駅周辺は改善で伸びていくことが多い。新飯塚駅周辺については川とまちをつないで、温かいまちをつくっていく。そして、筑前大分駅周辺については、福岡市から30分圏という強みを、暮らしの便利さをつくって、実際に住める都市としてやっていく。やはり将来、この3つが飯塚の人口の社会増を増やしていくために重要な点だと考えております。

さて、各論についてもお伺いできればと思うんですが、先ほど子育てに対する不安とございましたが、具体的にどういう不安を想定されて、この不安に対してどういう政策を行ってきたか、教えていただければと思います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

第3次飯塚市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲載しております、18歳から29歳の市内居住者における結婚観、出産や子育てについての調査の回答として、「結婚したくない」とした方のうち、「結婚後の生活が不安」といった回答が24.4%ございました。そういった子育てに対する不安の解消を目指し、本市では、子育て支援の政策をパッケージ化し、「経済的な支援」、「精神的・身体的支援」、「こども施策の推進・事業所としての取組」といった3つのアプローチで子育て支援を推進しております。

1つ目の経済的な支援の主なものとしましては、多子世帯の経済的な負担を軽減するため、認可・認可外を問わず、生計を同一にしているこどものうち、第1子の年齢制限を設けずに、市内在住の0から2歳児までの第2子以降の保育料の完全無償化を実施いたしております。

2つ目の精神的・身体的支援の主なものとしましては、子育て中の保護者等を対象に、相互援助活動を行うファミリーサポートセンター事業を病児、病後児、緊急時にも対応できるように拡充するなどの取組を強化しております。

3つ目のこども施策の推進・事業所としての取組の主なものとしましては、イクボス宣言推進や子育て参加促進に向けた特別休暇の拡充など、子育てに対する社会的寛容性を高める動きを率先して実施いたしております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

飯塚で子育てをすることを魅力的だなと感じていただけている人がやっぱり世の中に一定数いらっしゃる中で、今おっしゃっていただいたような取組というのが非常に重要なんだろうなと思っております。ただ、やはり長いと伝わりづらい点があるので、今おっしゃっていただいた一連のお話というのを、どこに住もうかと検討している人に対して、一言二言でおっしゃるとしたら、

どんな表現になりますでしょうか。御存じのとおり、中身を聞いていませんので、ゆっくり、はっきり、おっしゃっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

まず、市全体としましては、飯塚市総合計画において掲げております「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつけたいまち～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」という都市目標像に向けて政策を推進しておりますので、この都市目標像という目標に着実に近づいているということが本市の魅力と考えております。

それから、子育てというところで申し上げますと、飯塚市こども計画の基本理念に掲げております「みんなでつくる すべてのこどもが笑顔でくらせるまち いいづか」、こちらにも着実に近づいているということが魅力だと考えております。

それから最後に、最近、シティプロモーションというか、イベント等で使っているキャッチコピーなんですが、「住むにイイ 働くにイイ いろんなことがちょうどイイ！ いいづか」というものを使っております。その点からすると、子育てするにもちょうどいいということも入ってくるのではないかと考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

想像以上にいけていなかったかと思ひまして、例えば、移住者フェアとかで、飯塚市、嘉麻市、田川市とか並んで、「各担当者、一言二言、パパ、ママに自分の魅力を話してください」と言って、「今、飯塚市は、総合計画を策定しております」となると、ちょっと伝わりづらいかなと。

これはいろいろな意見があるんですけど、例えば、キャッチコピー的に、「都会の隣で 都会以上の安心感を 教育と育児にフルコミットするまち飯塚です」、「第2子からの保育料完全無償化 妊娠期から出産・子育てまで一貫してフルサポートします」みたいな、こういう一言二言がくるかなと思ったんですけども。こういう分野で得意とされているのが、やっぱり若い世代だったり、あるいはAIとかもなかなかいろいろなコピーが出るので、ぜひ、広告を考えたり、PRする機会があれば、我々よりも若いみずみずしい感性と最新のテクノロジーで進めていただければ、個人的にはいいんじゃないかなと、今聞いて思いました。

やっぱり一言目が多分大事だと思うので。最後に言っていた「ちょうどいい いいづか」みたいな、そういうダジャレもいいといえ、いいと思いますので、最初にいい感じのものを持ってくるのが一番かなと思ひました。

では、先ほど様々な課題とか優先順位があるというお話でございましたが、重点分野とか、優先順位があれば、ぜひお聞かせいただければと思います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室長。

○企画政策室長（落合幸司）

飯塚市が持続的に発展していくためには、特定の分野のみを重視するのではなく、それぞれの施策が相互に連携し、相乗効果を生み出すようなまちづくりが必要というふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

誠に模範回答だったかなと思ひまして、これは別に批判的な話ではなくて、各担当課からすれば、「自分の分野が重要だから、あっちよりもこっちに予算を回して」と、なかなか言いづらいかと思うんですね。なので、答弁としては、優先順位はなく、様々なことをやっていくという

のがありながらも、ここは市長、副市長のリーダーシップとして、やはり財源が厳しくなっていく中で、「ここは力を入れるんだ」、「ここは削らないんだ」、「では、ここを削っていこう」と、そういうリーダーシップなんじゃないかと思っております。

さらに付け加えるとしたら、市の魅力をつくっていくときに、「あれもこれもやっています」だと埋もれてしまいます。ですので、こんなまちだったら住みたいよねと一言で言えるキャッチコピーで、イメージを固めていくのが大事なんじゃないかなと思っていまして、PRというのは、今あることをうまく言うという表面的なスキルの問題もあれば、この魅力をつくり上げるのに予算もかかる、努力も必要、なかなか難しい、本質的にいいものを目指して、その一言で言うという本質的なものと、2つあると思っております。

例えばなんですけれど、今、冒頭に申し上げた、子どもたちをサニーバールに送ってあげた——。これはちなみに、飯塚市の事業としては「サニーバール」でいいんですけど、外に言うときは「シリコンバレー」と言ったほうがいいですとか、中と外のPRと分けて考えたほうがいいかと思っております。本題ですが、これは例えばなんですけれど、「意欲のある子ども全員に海外経験を提供するまち飯塚」みたいな、飯塚市って教育に力を入れていて、家庭が豊かじゃなくても、アメリカは今めちゃめちゃ物価が高い、正直、ちょっともう大人でも行きづらくなっているんですけど、そういった中でも、ラーメンが4500円ぐらいするようなサンフランシスコに子どもを連れて行ってあげて、グーグルとかシリコンバレーのそういうのが生まれた聖地を見せてあげる。すばらしいと思うんですよ。そういったことに対して、なかなか予算が厳しいのを承知しておりますが、財源をうまくつくり出して、このまちは子どもにこんなことをしてあげているんだみたいな強みというのをPRで打ち出していく。もちろん、さっき申し上げた「子ども全員に海外経験を提供するまち飯塚」とあったとしても、具体的な説明としては、年間2回チャンスがあるので、小1から中3までで12回ぐらいチャンスがあって、合格率は大体3割なので、一生懸命勉強して準備した人はみんな受かっていますみたいな留保がつくとは思いますが、そういう財源がかかる、ぱっと来年からできるわけじゃない、でも、こういうまちだったらみんな住みたいと思ってもらえるよね。しかも、それが一言で言える。そういう強みを中長期的につくっていくのが大事だと思っております。

ほかの話でいうと、同僚議員からもよく出る話で、飯塚の奨学金の話、これは、例えば「子どもに奨学金を背負わせないまち飯塚」みたいな、説明としては、飯塚で育って、飯塚で働いてくれる人に対しては奨学金を免除する政策をつくり出すと。これは確かに、政策単体で見たときにはなかなかお金がかかりますよねと。そのようになるかと思うんですけども、飯塚が今後生き残っていくために、選ばれるために、どんなまちにするんですかという市全体のPR、生き残り戦略として、もう飯塚市は子どもの未来を大事にするんですと。子どもたちが奨学金を背負って借金を返すのになかなか大変な、そういう子どもをつくらない、そういうまちなんですと。こういうキャッチコピーとともに、移住政策に加えていけば、今の移住政策——、飯塚に限らず、引っ越して来る人に何か50万円とか100万円払います。それを二、三十件やりますみたいな、何か意味があるような、でもないとも言えないけど、でもあるのかな、しかもこの取組あんまり知らないなという、そういう地味な施策をちょこちょこことやっていらっしゃる。それが間違っているという話ではなくて、今後、選ばれるために、一言で飯塚ってこんなまちなんです。「すごいよね」と、そういうふうに言えるものに予算を集中していくというのが大事だと思っております。

ただ、これには無駄を削ったりですとか、使っていない財産を売ったり、そういった財源をつくり出して、一生懸命やっていく必要があると思っております。これは一つ提案としては、出生数を維持するみたいな、そういう大きな目標があれば、その目標のために何をやるかというふうに動いていけるので、やっぱり目標を掲げることが必要じゃないかと思っていまして、例えば、これは一個の例として、出生数を維持すると。もちろんこれは、現状の人口動態を見たときには、

この言葉のとおりには難しいんですけども、例えば、人口統計上、今、出生数のペースは年間3%ぐらい減っていて、これはすなわちこどもの数が毎年、二、三十人減っていますと。これを飯塚市は半分には抑えるんですと。普通に放っておくと、二、三十人減るけれども、10人増ぐらいに抑えるような子育て政策、移住政策をやっていくみたいな、こういう野心的な目標を掲げて、それに対して、この目標を達成するんだったら、ここに予算が必要だよねと。ここに予算をつくるためだったら、ちょっとここは削らないといけないよねみたいな、そういったゴールを決めて、そこから逆算していく。これはもう皆様もやるとおっしゃっていますよね。飯塚市行政経営戦略推進ビジョンに、積み上げじゃなくて、ゴールを決めてそこから逆算することをやると、そういうふうに皆様おっしゃっているので、必要だと思いつつも、具体的にどの目標を定めるかというのはなかなか難しいというか、リーダーシップが必要な世界感ですので、ぜひ、市長、副市長、部長の皆様におかれましては、こういうのをやっていこうという目標をしっかりと決めていただく。市の職員としましても、前向きで明るい目標があって、それに向かって一生懸命やっていこうというほうが仕事も楽しいと思いますので、ぜひ、目標を掲げていただいて、それに向かって集中投資といいますか、これを達成するんだ、これができたら飯塚っていいよねと思えるような、そういった強みをつくり上げていただきたいと思ひまして、今回の人口動態、飯塚の未来に関する質問を終わり、次の質問に行かせていただきます。

次の質問なんですけれども、公営住宅に関してお伺いさせていただきます。これは、現在、公営住宅は集約化及び転居支援をされていらっしゃると思うんですけども、現在、転居支援に関してはどのようなものがございますか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

本市の政策に伴う、市営住宅の建て替えや除却等により、入居者に転居や住替えをお願いする際には、移転に伴い発生する経費等を補償費としてお支払いしております。適正かつ公平な補償額を算定するため、国の補助機関でもある九州地区用地対策連絡会による損失補償算定基準書を根拠として算定しており、算定額を基に移転補償契約を締結し、令和7年度におきましては、1件当たり移転補償費として17万9千円を支払っております。また、引っ越しに必要な住所変更手続や電気・ガス・水道などの移転手続、郵便転送の手続など、転居に伴う様々な手続の案内を行うとともに、何か問題が生じた場合には、適宜、助言やサポートを行っております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

単にお金だけではなくて、総合的なご支援をされていらっしゃるからおっしゃっていましたが、支援金額に関して、ここ数年の推移、そういったところを教えてくださいませんか。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

過去5年間における移転補償費の推移についてお答えさせていただきますが、令和3年度から令和6年度までは15万円、令和7年度におきましては17万9千円となっております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

この質問の趣旨なんですけど、公営住宅の敷地を売りにませんかという話でして、飯塚の公営住宅の敷地は、データを頂くと、これは110万平米、全部でございます。これは東京ドーム23個から24個分、市役所の敷地だったら100個ぐらい取れるでかい所なんですけれども、

そのうち、上三緒団地と下三緒団地が34.5万平米で全体の3割ぐらいになっていると。

上三緒団地は、私の本当に近所なんで、近い所なんですけども、これは20万平米あるんですね。この20万平米あって、入居率が60%、逆にいえば40%空いています。これをぎゅっと詰め込んで、集約化できれば、使われている所が12万平米、空いている所が8万平米になります。あの辺りの土地はどのぐらいで、皆さん、民間の方が買っていますかという、坪単価6万円ぐらいで、1平米2万円ぐらいなんですよね。そうすると、8万平米空いていて、1平米当たり2万円です。これは16億円。さすがにこれは机上の空論に感じるかもしれませんが、例えば、現実問題として40メートル掛ける100メートルぐらいの区画に20世帯ぐらい住んでいて、場所によってはもう3世帯しか住んでいませんと、そういった所があるんですね。このサイズは40メートル掛ける100メートルだと、4千平米ぐらい。平米単価2万円ぐらいなので、これは8千万円。市役所でこの前売られた駐車場ぐらいの金額になる。

こういった、売ると何千万円になることができるけれども、もう三、四世帯しか住んでいないという場所が、現実問題、結構あるんです。もちろん、市役所の皆様としても引っ越していただけませんかという話をされていますが、やはり、17万円の实費とかだと、ちょっと面倒くさいとどうしてもなってくる。ここは増やすべきだと思っております。例えば、この17万円幾らについてはいろいろな国の基準とかあるかと思うんですけれども、例えば、福岡市、今、子育て世代の引っ越し、これは福岡市から福岡市に引っ越す場合に25万円最大で出しますと。これはもう福岡市が独自にやっているんですけど、根拠としては、福岡市の住宅が値上がっていて、ほかの市に引っ越してしまったら福岡市としてはもったいないと。もう引っ越すなら福岡市内にしてくれということで、これは政策的な判断で引っ越し費用を25万円出している。こういった形で、国の基準があっても、この補助金を出すことで自分の市の財政がよくなるのであれば判断で出せますので、ぜひ、使われていないもったいない土地を売って、それを財源に充てて、そういった観点から幾ら補償するかというのをぜひ考えていただきたいなと思っております。

それでは、公営住宅の修繕や環境維持についての取組もお伺いいたします。

○議長（城丸秀高）

都市建設部長。

○都市建設部長（大井慎二）

市営住宅敷地内の草刈り、維持管理におきまして、空き家は年に1回、住宅敷地の法面等につきましては、おおむね年2回程度、業者等へ委託し、草刈りを実施しております。

また、団地内の共用部分や団地内の公園につきましては、入居者組織等による管理をお願いしており、入居中の住宅の玄関先や裏庭につきましては、入居者の方に管理を行っていただいております。しかしながら、入居者組織等による対応が困難な維持管理の案件が発生した場合には、個別に相談を受けて現地確認を行い、解決に向けての助言や協議・調整を行いながら、入居者の生活に支障がないように対応しております。

また、住宅の居住スペースにおける修繕につきましては、入居者からの相談を受けた箇所を現地に確認し、適宜、業者等へ修繕依頼を行うことで対応しており、入居者の住環境の維持に努めております。

○議長（城丸秀高）

7番 藤間隆太議員。

○7番（藤間隆太）

駆け足で申し上げますと、引っ越し費用を増やす、引っ越していただく、空いた土地を売る、財源ができる、そのできた財源で公営住宅はなかなかぼろぼろで修理できない所もあるのでそこに充てていただく。誰も損をしない。財源も潤い、公営住宅の方の環境も潤う。みんなハッピーだと思いますので、ぜひよろしくお伺いいたします。以上でございます。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。24番 小幡俊之議員に発言を許します。24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今日は3つほど質問させていただきたいと思っております。まず最初に、犬猫の殺処分ゼロについて、ワンワン、ニャンニャンの話なんですけども。最近ではペットブームといって、犬や猫を飼われている家庭が非常に増えておりまして、街を歩けば散歩をされているご家庭がよく見受けられますけども、人と動物の共生社会において、社会問題となっていることもあります。皆さんが犬や猫が好きというわけではないので、俗に言うどら猫が尿や糞をすると。「どうにかしてくれ。」とか、いろいろな苦情も来ているかと思えます。環境省のホームページにあります。平成25年11月に、「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」というのが設立されて、その中で特に取り上げられているのは、犬や猫の殺処분을減らそうと、殺処분을ゼロにしようという目標が掲げられております。

近年における福岡県の犬猫の殺処分の状況はどのようになっているか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和4年度以降3か年の福岡県における犬猫の殺処分件数で申し上げますと、令和4年度は4件、令和5年度及び令和6年度は、0件となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

以前、福岡県はかなりの殺処分の数があったと記憶しておりますけども、今、ここ2年間は殺処分ゼロという結果が出ておりますが、殺処分ゼロに減少した要因というのはどのようなことが考えられるか、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

確かに、以前は多くの犬猫が殺処分されておりました。このような中、福岡県は福岡県動物愛護推進計画を策定し、人と動物が共生できる社会の実現を目的として、犬猫の致死処分ゼロを目指し、適正飼養の普及啓発など、様々な取組を進めてきた結果だと認識しております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

具体的にはどのような取組を進めてきたか分かりますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和5年度、6年度の福岡県の殺処分件数はゼロではございますが、県に引き取られた犬猫については一定数ございます。県では、適正飼養の普及啓発によって引取り件数の減少に努めると

ともに、引き取られた犬猫につきましても、動物愛護団体や地域猫活動に取り組んでいただいたボランティアの方々によって、新たな飼い主を見つけていただいているということでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

結局、動物愛護団体とか、ボランティアの方々が引き取ってくれていると。結果、殺さなくて済んでいるということなんですよね。要は、殺処分をやめて、引取り先を見つけていただいているという結果だと思います。県の発表では、保健所管轄で殺処分ゼロと言いながら、実態は子猫をどこかに捨ててみたり、処分したり、殺したりしている現実があるのは事実なんです。

全国ベースでいきますと、まだ6千件強の殺処分があります。たまたま福岡県の保健所管轄では殺処分がゼロだったということです。今、説明がありましたとおり、犬猫の取引については一定数存在するということですが、犬については、法律に基づいて飼い主が市町村に届出・登録制があります。それで、昔見ていた野犬とか野良犬はほとんど見なくなりました。猫は登録制ではありませんので、まだまだ野良猫とかどら猫とか言いますけども、見受けられます。そこで、本市で猫の取引に関連して、これまで活動団体からいろんな要望などがあつたと思いますが、どのようなものがあつたのか、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

野良猫の保護や里親探し、地域猫活動や不妊去勢手術の推進をされている活動団体から、令和7年1月に要望書を頂いております。

要望内容といたしましては、「里親募集に関するお手伝いをしてほしい」、「TNR活動のお手伝いをしてほしい」。「TNR」とはトラップ、ニューター、リターンの頭文字のことであり、捕まえて、手術して、元の場所に戻すという内容でございます。その他の要望として、「年に1回でも猫の相談窓口をつくってほしい」、「譲渡会に関するお手伝いをしてほしい」、「多くの方が野良猫の不妊去勢手術の助成金を希望している」といった内容でございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

そのような要望に対して、本市はどのような対応をされたか、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

里親募集に関する手伝いにつきましては、各地区の交流センターと協議を行い、里親探しのポスター掲示が可能となっております。

TNRや譲渡会につきましては、実施場所によって条件などはございますが、対応は可能であり、令和7年度には「福祉のつどい」において、活動団体に譲渡会のブースを出展していただきました。

また、猫の相談窓口につきましては、市としまして、令和7年度の「福祉のつどい」において、猫に関する相談窓口を出展いたしました。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今の説明にあつたような要望に対する対応は、かなり今年度進んだと思っております。先ほどの要望の中に、野良猫の不妊去勢手術の助成金に関しての要望があつていました。野良猫の不妊

去勢手術の助成金、これは福岡県がやっておりますけども、地域猫活動に対して支援事業がどのような内容になっているか、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

福岡県地域猫活動支援事業につきましては、県内に地域猫活動を普及・定着させるために、地域猫活動に取り組む市町村を支援することにより、飼い主のいない猫の適正管理を推進し、猫に起因する生活環境被害の軽減及び猫の引取り数の減少を図ることを目的とした事業でございます。

支援内容の主なものといたしまして、福岡県地域猫活動支援事業補助金交付要綱に基づいて、各市町村が実施する地域猫活動支援事業において、飼い主のいない猫の不妊去勢手術に要する費用を補助するなどとなっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

不妊手術とか去勢手術、その内訳や補助までの流れを説明していただけますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

まず最初に、流れについてご説明いたします。この補助金を受けるためには諸条件はございますが、飯塚市の地域猫活動団体として申請していただき、団体として承認を受けていただく必要がございます。承認を受けた団体が地域猫活動をされる中で、不妊去勢手術が完了していない地域猫の数を把握し、不妊去勢手術に要する費用について、市が県に対して補助金の申請をする流れとなります。

なお、補助金の内訳といたしましては、県の補助が2分の1、市の補助が2分の1となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今の説明に関して、不妊去勢手術の費用は県が2分の1を補助して、本市が2分の1を補助、半分補助しようということですか。令和7年度で2分の1の補助をどれぐらいしたかというのは、手元に資料がありますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和7年度分はまだ集計ができておりませんので、令和6年度でお答えいたします。令和6年度は26匹分を支出しており、金額のほうは54万6千円となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

たしか、令和6年度は60万円ちょっとの予算があったのかな。その予算内で26匹。これは申請があったから26匹を手術したということですか。はい、分かりました。民間ボランティアとか個人の方は、かなり避妊去勢手術をされているんです。私も去年、6匹やったんです。やはり10万円ぐらいかかるんです。今、県の補助事業については、2名以上の活動をする方々が申請する必要があるじゃないですか。そこに猫がいたとして、単独で捕まえて、手術させて、また放すというような行動をとるときに、本市はそういった方への補助金は単独では持っていないんで

すか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

市独自の補助事業などはございません。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

飯塚市にはいまだないんですね。以前所管の委員会で、市独自の補助金制度を創設してほしいという提案をしました。もう3年になるけど、100万円程度つけてくれないかと。3年たつけどまだつきません。単独事業では去勢手術しません、避妊手術もしませんということですね。

それで、他の自治体の状況を調査するという答弁をされておりましたけども、他の自治体の状況を調査されましたか。内容がわかったら教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

昨年、県内市町村の助成金の状況などについて調査をいたしております。本市と同様に、県の地域猫活動支援事業による補助金を活用されている自治体が15自治体、さくらねこ不妊手術事業を活用している自治体が2自治体、市町村で独自の補助事業を実施されている自治体が13自治体、未実施の自治体が18自治体となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今の説明の中で、県内13自治体が独自で補助事業を実施しているという話がありましたけども、本市でもそれに倣って補助事業を行うという考えはないのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市では、県の補助金を活用しながら地域猫活動団体への支援を実施しているところでございます。

さくらねこ事業につきましては、現段階では個人枠の活用についてご案内いたしておりますが、現在、行政枠の活用について調整を進めているところでございます。

また、野良猫の不妊去勢に関する相談が寄せられた場合は、市民の方の若干の費用負担はございますが、あすなろ猫事業などもご案内しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

県頼りですね。本市にはそういう単独の事業がないので。仮に部長、市民から「納屋で子猫が産まれたから、どうかしてほしい」という相談が市に届いた。そういった場合はどんな対応を取るんですか、飯塚市としては。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

同じ答弁になりますけれども、今、説明させていただきましたさくらねこ事業やあすなろ猫事業のご案内をしているところでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

そういった事業があるからそちらを利用してくださいで、終わりですよ。それが不親切という要望が結構来ているんです。もっと親身になって、猫は命ですから、そのまま放っておいたらどうなるか分からないので、どうしたらいいだろうかと尋ねているのに、そういう案内だけして、ちょっと誠意がないなという印象を市民の方が持たれたということをお伝えしておきましょう。不妊去勢に関しては予算があまりないということなので、その他に、地域猫・保護猫に関して本市が支援していることがあれば、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

本市でも福岡県と同様に、地域猫活動の推進や適正飼養の普及啓発などに取り組んでおります。また、地域猫や野良猫を捕まえるための保護器の貸出しなども行っております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

捕らえるための保護器の貸出しをやっていくということですが、この打合せまで、私も保護器の貸出しをやっているということを知らなかったんです。市民の方も知らない方が多いと思うんですけど、この保護器の貸出しを行っているということをどのように周知しているのか、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

保護器の貸出しにつきましては、個別にご相談があった場合に案内させていただいております。より有効に保護器を活用するためにも、今後は市のホームページに掲載するなど、周知を図ってまいります。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

知らない方が多いので、しっかりと周知してください。市報等にも載せていただきたいと思っております。飯塚市の保護猫への取組を確認しましたが、説明においては、以前から要望している独自の不妊去勢手術の費用負担、そういった補助事業は、現実、全然進んでいない。もう3年たつけど進んでないというのが現状です。

この前、所管課との打合せで、他の自治体が不妊去勢手術の補助事業を、ふるさと納税を原資として使いながら、単独で補助をやっていると。病院を指定して、雄猫で6千円、雌猫で1万円ぐらいで、去勢手術をしていただいているというような事例がありますけども、本市でもそのような取組ができないか、今どのようなお考えか、「ふるさと納税を利用していろいろ考えて。」という要望をしておりましたけども、今現在どのような状況か、教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

県内では福岡市、宗像市、古賀市、宇美町がふるさと納税を活用して不妊去勢手術の支援事業を行っていたことは確認しております。本市といたしましても、ふるさと納税の活用につきましては調査研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今の答弁だと、ふるさと納税を活用した事業を調査研究してまいります。だから、今から考えてみましょう、という話なんですか。先ほども言いましたとおり、犬のほうは市町村への登録制度があって、殺処分ゼロになったという結果ですよ。猫はまだまだそうではないと。そういった中で、先ほども言いましたが、まだ全国的には6千件強の殺処分が現実あっているんです。飯塚市でもあっていると思います。ただ表に出ていないだけだと思います。

そういった中で、猫は年間2回ほどは出産します。100匹の猫が仮に出産すれば、1回で四、五百産みますから、四、五百匹一気に増えるんです。半年もすればまた妊娠できますので、四、五百匹がまた産んでしまうと、倍々ゲームで増えていくんです。それが現実なんです。その猫が飯塚市内をうろうろすると。それが嫌な方もおられるんです。大切に思われる方もおられます。ですから、根本的には産まないようにしようと。それで、今言ったような避妊手術とか去勢手術を実施していこうという考えが、保護団体とかボランティアの方々の大半の意見なんです。市に予算がないから、今はボランティアで、実費でやっているんです。

苦情を申し出るのも市民です。命を大切にしようという、保護活動をされている方も市民です。ですから、本市がもう少し真剣に考えて、猫の対策をどう取ったらいいかということ所管でしっかりと検討してほしいんです。私からすれば、もう3年間放っておかれているんです。何一つ進んでない。大本を止めないといちごっこになってしまうので、そういうところを真剣に考えてほしい。独自では100万円ほどの予算をつけてほしいと要望していました。年間で数百万円で、100匹ほどが不妊もしくは去勢手術できれば、それだけの猫が増えないということなんです。

先ほど、ふるさと納税の話もありましたので、そういった事例も紹介して、こういうのも研究して、本市はピークで100億円、ふるさと納税がありましたよね。今期も60億円強ですから、ほぼ半分の30億円は一般財源に繰り入れられるじゃないですか。そのうちの100万円というのは、さっき計算したら、0.0003%なんです。1千人ぐらい職員がいますから、年間1千円寄附してもらっても100万円集まるんです。

ふるさと納税の中には福祉に使ってとか、教育に使ってとか、環境整備に使ってとか、いろいろなメニューがありますけど、ふるさと納税の大半が「市長におまかせ」ってあるじゃないですか。福岡のレストランでシェフにお任せってあるんですけど。市長にお任せで、何十億円かあると思うんだけど、それは市長が教育に使うのか、福祉に使うのか、市長にお任せですから、自由に使えるというか、自由に判断できる、市長権限、決裁権を持っているんです。そこで、市長にお尋ねしたいんですけど、市長、こどものときに犬か猫かを飼われたことはありますか。

○議長（城丸秀高）

武井市長。

○市長（武井政一）

犬は飼っておりました。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

私も犬を飼っていたんですけど。教育の部分で、犬とか猫は情操教育に非常にいいと。老人ホームでも、〇〇（発言取消）〇〇とかにも、犬とか猫は非常に効果があるというような中で、市長は動物好きと、私もそう思いますので、ぜひ、100万円、市長のおまかせコースで考えていただきたいと要望しておきます。よろしく願いいたします。

猫の話から犬の話に変わりますが、ドッグランの要望が出ているかと思います。ドッグランに

つきましては、議会の中でも質問があつておりますけども、その後の進捗状況を尋ねていきたいと思うんですけども。

新体育館が建設される前は、鯉田にあったんですね。体育館を造るので、移転してほしいということで、今は庄内の野球場付近の都市公園にドッグランが整備されていると思います。飯塚ドッグランサポーターズクラブという団体が許可を受けて運営されていると聞いておりますけども、ご本人にお話を聞きますと、福岡のみならず、県外、佐賀とか、長崎とかいろいろなところから、わんちゃんを連れて遊びに来てもらっているという話です。年間1万人以上の来客者というか、ペットを連れて同伴されて利用されているという話を聞きました。このサポーターズクラブの方のデータを見ますと、今、1月の利用数が1千頭、年間1万頭を超えると。登録数も去年で1920頭の登録があると。かなりの人が飯塚に来ていただいているということなんです、親子連れで。昨年の秋には、「わんわんパトロール隊」がたすきなんかを付けて、250頭の犬で散歩がてらのパレードと防犯活動なんかも行っているということでした。

非常に今、全国的にもドッグランはやっています、高速道路のパーキングエリアの奥なんかに犬の遊び場が設けられておりますけども、ただし、一方では利用者の増加に伴って、駐車場が少なくなってきたと。もしくは、犬が好きな人ばかりではないので、人がぞろぞろ来て、犬が遊んで邪魔くさいという方も現におられると。苦情もあるそうですが、そういう中で、飯塚市総合体育館のそばにある旧弓道場跡地にまた移しましょうかという話を二、三年前から進めていますよね。あれから数年たちますので、その後の進捗状況を教えていただきたい。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

旧弓道場跡地でのドッグランの整備につきましては、まだ現時点におきましては方向性は定まっておられません。前回同様の答弁になりますが、旧弓道場跡地にはどのような整備をするのか、また、その整備の財源等につきましても課題がございます。関係部署と今後も引き続き協議しながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

結果的には全く進んでないということですね。ドッグランを運営されている方も望んでおられますので、しっかり真剣に考えてほしいと要望しますが、ドッグランを弓道場跡地に造るとすれば、整備費用はいかほどかかると試算されていますか。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

市の設計金額で申し上げますと、造成工事やフェンス、また、ペットの足洗い場などを含めまして、全体で約3千万円程度を想定いたしております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

3千万円。先ほどのふるさと納税じゃないけど、30億円の3千万円で計算して——、それぐらいのパーセントでできそうなので、予算を伴うものなので、真剣に造っていただきたいということを要望しておきます。

次に、「請願及び陳情書について」質問させていただきます。

請願及び陳情書の意義についてお尋ねしますが、何か分かりますか。請願・陳情の意義は、市民にとって請願や陳情は直接市政に声を届ける大切な権利であり、市民の参政権を保障する観点

から大切な意義があるということです。

請願・陳情には、議会で取り扱うものと、市長部局に届く陳情や要望があるかと思えますけども、令和7年度中にどの程度、市長部局にそういった陳情・要望が届いているか、また、その受理体制、受け取ってどのような取扱いをされているのか、流れが分かりましたら教えてください。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

請願・陳情についてのお尋ねでございます。請願は質問者が言われましたとおり、請願法、あるいは憲法上に記されている、請願権に基づく国民が意見を示す方法の一つでございます。

地方自治法に定めております請願の取扱いが、議会に対するものにはございますが、執行部に対するものについては定めがございませんので、執行部についてなされる請願や陳情・要望等の扱いにつきましては、執行部内で、「飯塚市苦情等の処理に関する規定」というものを設けて、これにて対応しているところでございます。「苦情等の処理」という題名がついておりますけれども、第1条において苦情、要望、意見、提言、陳情等というふうに説明をいたしておるところでございます。この規定の中では、第2条においてはそれらのことに対する職員の受付方法の心構え、第3条においてはそれを受けた際の所属長の任務、第4条においては基本的な対応、第5条においては関係所属長に対する対応の依頼をどういたすかということ、第6条においては対応措置の方法、第7条においては特異重要な苦情等の申出に係る報告、第8条においては苦情等の申出者に対する通知、第9条においては苦情等情報の共有、第10条においては処理状況の把握等といった流れで規定がつくられておるところでございます。

実際に苦情や要望、あるいは請願というのは要望とか陳情といった形で執行部に対してはなされますが、それらを受け付けた際には各所管において受付を行い、所属長をもって、まずは関係者に対して事実関係を把握することを行います。これに基づき、それぞれの所管において対応を検討し、検討した対応に沿って事務を進めていくといった流れになるということでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

飯塚市には苦情等の処理に関する規定というのがあって、先ほどデータを頂きまして、ざっくり107件ぐらい、令和7年度でもそういった苦情や要望が届いていると。その取扱いは、先ほど部長のほうから説明があったような取扱いをやっているということです。市長部局に直接届く、今言ったような要望等は、憲法第16条の請願法に基づいて誰でもできる、公的な要望書という取扱いになるそうです。これを受理された後、これは公文書扱いとなるのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

総務部長。

○総務部長（許斐博史）

これらの文書においてなされているもの、あるいはメール等でなされているものにつきましては、文書收受をしておりますので、公文書として取り扱っております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

市長部局に届く要望、陳情等は取扱い方法は分かりました。同じく、請願・陳情は本市議会のほうにも上がってまいります。市議会の取扱い方は議員の皆さんは御存じだとは思いますが、過去3年で、改選があった令和5年、6年、7年の3年間で請願が15本出ています。採択と不採択に別れていくんですけども、採択、不採択については、請願者に通知はいくかと思えますけども、15本中、議会が採択したものがどのように行政に反映されているかを幾つかピックアップ

プしてお聞きしたいと思うんですけども。

まず、こども未来部に関係する請願の中で、子育て支援の充実ということで、保育料の無償化を求める請願というのがあり、飯塚市議会はこれを採択しております。この請願を受け、第2子以降の保育料無償化についてどのような対応をされたかをお聞きします。

○議長（城丸秀高）

こども未来部長。

○こども未来部長（林 利恵）

第2子以降保育料の無償化につきましては、市長の掲げるマニフェストの主要施策として、令和6年4月から事業を実施しており、6年度の事業対象者は延べ人数で1万422人となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

令和5年に出されたこの保育料無償化の請願は、市長の公約でもあったので、実際、実施されたということで、金額的には1億9千万円かかるけれども、第2子以降は無償化になって、子をお持ちの親御さんは喜んでおられると思います。

次に、同じ時期に、同じ子育て支援の充実に関して、こどもの医療費の無償化を求める請願、これも本市議会は採択しておりますが、その後、市の対応はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

こども医療費の関係でございますが、本市の現在の給付状況といたしましては、就学前までは入院・通院ともに自己負担なしとしております。小中学生につきましては、入院は1日500円、1月7日までを上限とし、通院は1月1200円を上限とする自己負担を設けており、16歳到達の年度初めから18歳到達の年度末までは入院のみ、小中学生と同様の助成を行っております。なお、自己負担については1医療機関ごとの負担上限額となっております。現状といたしましては、請願の採択時からの変更はございません。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

ということは、議会は採択したけども、まだ本市は採択前と変わっていないということですね。要は、まだこどもの医療費の無償化は現行どおりということですね。近隣でいけば嘉麻市が高校生までかな、無償化というような状況がありますけども、近隣の市町はどのような現状になっているでしょうか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

令和8年1月現在での筑豊8市でございますけど、嘉麻市、田川市、宮若市、中間市、行橋市、豊前市、直方市の状況で説明させていただきます。嘉麻市、田川市が高校生までを含めた完全無償化となっております。宮若市、中間市につきましては、入院は18歳年度末まで完全無償化、通院は年齢によって自己負担額を定めております。行橋市につきましては、3歳以上18歳年度末までの入院・通院とも自己負担額を定めており、また、豊前市につきましては、入院は中学生までの完全無償化となっておりますが、通院は小中学生までの自己負担を定めており、それ以上の年齢は入院・通院ともに助成の対象外となっております。直方市につきましては、自己負担額

は異なりますが、対象年齢は本市と同様の助成となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

この請願を受け入れた場合の財政に与える影響はどのようになりますか。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

検討するに当たって、必要となる影響額についてでございますが、令和6年度決算を基に段階的な拡充も含め、3つのパターンで説明させていただきます。また、試算の際の高校生までとは18歳到達の年度末として試算しております。3つのパターンの1つですけど、高校生まで完全無償にした場合、影響額は約1億7200万円、中学生まで完全無償にした場合、約8千万円、現行制度で小中学生の自己負担を半額の600円にした場合、約4千万円となっております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

請願どおり高校生まで完全無償化にした場合は、影響額は1億7200万円かかるということですよ。今後どのように検討されていくのか、お考えがあれば教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民環境部長。

○市民環境部長（長尾恵美子）

請願の採択時以降、議会でも紹介議員の一般質問を頂きながら、他市の状況調査、必要予算額の試算をしてみました。本市のこども医療費総額は増加傾向にあり、令和7年度予算で既に104億5100万円を組んでおりますので、18歳到達の年度末までの完全無償化をした場合、令和7年度決算において、無償化に必要な財源は1億7200万円を超えるものと予測いたしております。段階的な拡充につきましても、影響額は4千万円を超える額となっており、完全無償化とあわせ、段階的な拡充も困難な状況と判断いたしております。

本制度につきましては県の助成制度がございますが、県の枠を超えた部分は全て本市の一般財源となります。一度無償化にしてしまうと、恒久的な事業となりますので、将来的に持続可能かどうかの見極めを行う必要があると考えているところでございます。そのため、福岡県市長会を通じて国に対し、認定基準や助成範囲が各都道府県で独自で設定され、市町村間でも独自助成等により格差が生じており、転入出時には助成範囲の相違により戸惑う市民も多いため、国において全国一律のこども医療費助成制度を創設すること、その際、自己負担及び所得制限を設けないことを国に対して要望しているところでございます。

また、県に対しましても国の制度創設までの県の責任として、所得制限廃止等の補助基準の見直しにより市町村の負担軽減を図ることを要望しており、今後も引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

議会が採択していますので、しっかりとご意見、要望を続けてください。次に、令和5年に、やはり採択しました介護保険料の引下げに関する請願について、今どのような対応を取られているか教えてください。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

本日、福祉部長が体調不良のため欠席しておりますので、関係課長から答弁させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。令和5年第6回定例会で採択された「請願第4号 介護保険料の引下げに関する請願」の趣旨につきましては、市といたしましても十分に受け止めております。第9期の介護保険料につきましては、第1号被保険者の月額保険料基準額を、第8期と比べ144円の引下げを行いました。しかしながら、第13段階までの所得段階の方につきましては引下げとなりましたが、第14段階以上の所得段階が高い方につきましては引上げとなった現状がございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

介護保険料が下がったというイメージがなかなかないというのが一般市民の考えです。介護保険料、給付費等の準備基金がかなり積み上がっていますよね。これはどのような取扱いを考えておられますか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

介護保険給付費等準備基金につきましては、第9期の計画策定において、7億円を取り崩すことで考えておりましたが、令和8年度当初予算の段階で、介護保険給付費等準備基金がおおむね11億9千万円ございます。令和8年度に第10期の事業計画を策定してまいりますので、第1号被保険者の介護保険料の算定につきましては、介護保険給付費等準備基金を活用していきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

「隣の嘉麻市のほうが安いよ。飯塚市は高いよ。」という声をよく聞くんですけども、比較してどのような状況なんですか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

嘉麻市との月額保険料基準額を比較いたしますと、本市の月額保険料基準額が高いことが分かります。人口規模や事業者数等の違いにより、介護保険料の差が出ているものと考えられますが、詳細につきましては、どのような違いでそのようになっているかについては分かりかねます。

先ほども申し上げましたとおり、第10期の事業計画では、介護保険料の算定につきましては介護保険給付費等準備基金を活用していきたいと考えておりますし、また、近隣自治体の動向についても注視し、計画策定に取り組んでいきたいとも考えております。介護保険につきましては、給付見込額をベースとして必要額が決まることから、本市の介護保険事業を持続可能とするために、適切な介護保険料を算定するように努めてまいります。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

近隣の市町と比べて高いというイメージのないような政策を取ってください。最後に、今年度の令和7年第5回の定例会で、サンビレッジ茜の存続に関する請願を採択しております。今、執行部はこの請願を受けて、どのような取組をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

まず、本請願提出者につきましては、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡でございます。当団体はオリンピック競技種目に準じた10種目の夏期競技、また、6種目の冬期競技について、知的障がいのある方たちに日常的なスポーツプログラム、また、その成果の発表の場である、協議会を年間を通じて提供し、社会参加を応援している国際的なスポーツ組織でございます。

このたびの請願につきましては、冬期競技の中のアルペンスキープログラムから提出されたものでございます。要望の内容といたしましては、このアルペンスキープログラムが約15年間にわたりまして、サンビレッジ苗を利用しスキー練習をされておりましたので、財政状況が厳しいことはご理解されつつも、何とか存続を要望されているものでございます。この請願を受けまして、従来からサンビレッジ苗の活用については内部でも協議をいたしておりましたが、今後、本市としてどのように取り組んでいくかということについて、これまでも答弁させていただきましたが、サンビレッジ苗につきましては、現在の指定管理を令和8年3月31日をもって一旦終了し、令和8年4月1日からは一時休止し、市の直営施設として管理していくこととしております。併せまして、これまでも答弁いたしましたように、サンビレッジ苗の存続につきましては、民間投資・民間活用の可能性について、様々な民間事業者と現在も協議を行っているところでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

今の説明では、民間事業者と協議を行って進めていきたいと。私が危惧するのが、結局、事業者が見つからなかったと、そうなった場合、時間だけが過ぎて、結局、廃止になるんじゃないかということをお尋ねしておりますが、重ねてお尋ねしますが、担当部局として、サンビレッジ苗の存続に対する結論をいつまでに出すつもりか、お考えがあったら教えてください。

○議長（城丸秀高）

市民協働部長。

○市民協働部長（小川敬一）

質問議員が言われますように、サンビレッジ苗の存続については、本市としましても非常に重要な課題という形で受け止めております。存続につきましては、令和6年度から民間投資・民間活用の可能性について検討を進めているところでございます。先ほども答弁いたしました。現在も精力的に、民間活用・民間投資について検討しているところでございますので、遅くとも令和8年度中には今後の方向性について結論が出せるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

令和8年度中に結論を出していただきたいと思っております。先ほど言いましたけども、議会に上がってきた請願は、3か年、令和5年、6年、7年で15本出ておりました。このうち6本ほどを議会は採択しております。今お聞きしましたが、6本中1本は実質的に動いています。5本はまだ検討中、今から、ということで、せっかく採択したものの行政に反映できていないのが現状であるということは分かりました。

続いて、陳情なんですけども、同じく令和5年、6年、7年で29本の陳情が上がってきております。この陳情に対する考え方や取扱いを聞こうと思いましたが、時間がございませんので、

この陳情については後日の一般質問等で聞きたいと思っておりますので、本日の一般質問はこれにて終わりたいと思います。

○議長（城丸秀高）

これをもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

24番 小幡俊之議員から発言取消しの申出がっておりますので、発言を許します。24番 小幡俊之議員。

○24番（小幡俊之）

先ほどの一般質問の中で、〇〇（発言取消）〇〇と発言した部分がありました。この発言については取消しをお願いいたします。

○議長（城丸秀高）

お諮りいたします。24番 小幡俊之議員から、ただいま説明のあった部分について発言を取り消したい旨の申出がありました。申出のとおり、発言取消しを許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、24番 小幡俊之議員の発言取消しを許可することに決定いたしました。

「議案第32号」から「議案第67号」までの36件を一括議題といたします。

ただいまより議案に対する質疑を受けますが、質疑される議員におかれましては、秩序正しく能率的な審議を行うため、会議規則第51条に基づき、簡明な質疑を行っていただきますようお願いいたします。また、質疑が長時間に及ぶ場合には、会議規則第52条に基づき、議長において、質疑の回数を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了解願います。

「議案第32号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算案」についてお尋ねします。まず、国民健康保険給付費等準備基金残高の推移を確認したいと思います。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

当初予算書ベースでお答えいたします。当初予算資料の89ページをお願いいたします。真ん中から下の特別会計、国保の欄を御覧ください。令和6年度末の基金残高は7億9867万8千円、令和7年度残高見込額は6億4415万2千円で推移しており、令和8年度は運用収入及び利子の積立てを730万6千円行い、財源調整のため215万4千円の取崩しを行う予定としております。したがって、令和8年度末は6億4930万4千円の残高見込みとなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

若干増えるということですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

先ほど申しましたように、残高調整のための取崩しは215万4千円行いますが、基金の運用収入、利子の積立てが730万6千円となっているため、若干増える見込みになっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

子ども・子育て支援制度分について、予算書ではどのように扱っていますか。予算の規模、金額の根拠について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

福岡県より各自治体に令和8年1月8日付で、令和8年度の本算定通知がございました。本市の保険事業費納付金及び市町村標準保険料率の確定値が提示されているところでございます。予算はこれに基づき編成させていただいております。令和8年度の子ども・子育て支援制度の予算規模は歳入歳出ともに6441万6千円となっております。歳出の3款、国民健康保険事業費納付金、4項の子ども・子育て支援納付金分、こちらは福岡県に納付するものでございますが、そちらを捻出するために、歳入におきまして、1款1項1目4節の子ども・子育て支援納付金分現年課税分としまして、同額の6441万6千円を計上させていただいているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

このお金は飯塚市長が収入して、それを飯塚市のこどものために使うということではないんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらの子ども・子育て支援納付金分につきましては、少子化対策の抜本的強化に充てられるものとして国が定めており、福岡県への国民健康保険事業費納付金の財源となっております。したがって、本市で自由に使うことはできません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市長が収入するんだけど、市長は使えない。福岡県に送る。誰が使うんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

国は令和5年に、こども未来戦略（加速化プラン）に基づく給付等の拡充を提言しており、そこにおきまして、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯への支援の拡充と、共働き、共育ての推進、この3つの項目を掲げ推進しているところでございまして、そちらのほうに充てる資金となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、6441万6千円は福岡県知事が支出するわけですか。福岡県で止まるんですか。国まで行くんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらの金額につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づきまして、福岡県のほうに納付をいたした後、国のほうで、先ほど申し上げた施策に使う予定となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは税金なんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

飯塚市としましては、国民健康保険税として納めていただくものになります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

税金が新たに6441万6千円、それ以外の分についてですが、国民健康保険税率の考え方、どういうふうに考えて、この予算編成になったのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

本年度、国民健康保険税率の諮問を受け、飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会、「国保運営協議会」と申しますが、そちらの答申を踏まえ決定いたしております。基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分につきましては、この先2年間、令和8年度と令和9年度になります。基金を繰り入れることで、収支バランスを図り、保険加入者への負担増を最小限にとどめることとしまして、令和7年度の税率を据え置くこととさせていただきます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市国民健康保険事業の運営に関する協議会の審議の過程で、子ども・子育て支援納付金分についての増税は考慮されたかどうか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらの保険加入者への負担増を最小限にとどめるというところの論議の中で、今回、子ども・子育て支援納付金分が新たに加わるところにより、そういった判断をさせていただいたものになります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、子ども・子育て支援納付金分を準備基金で吸収したというか、それに対応したという
意味ですか。この分増税になっていないという意味ですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

子ども・子育て支援納付金分につきましては、令和8年度から新たな賦課となりますことから、
令和8年度から令和10年度まで段階的に福岡県が拠出する金額が上昇するという話になってお
り、飯塚市独自の税率試算が困難であることから、こちらのほうは福岡県が算定する標準保険
料率を用いているところでございます。したがって、基金を使っているというような解釈は
しておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、平等割、均等割及び所得割については基金で対応しようと。だけど、今お話を
している子ども・子育て支援納付金分については、福岡県が言ったとおり、「いいですよ」とい
うことなんですね。

しかし、金額的に見れば来年度末の基金残高が6億4930万4千円あるわけです。子ども・
子育て支援納付金分は6441万6千円ということなので、金額的には、市民の負担を抑えるとい
う点でいえば、この基金を活用して対応することができたのではないかと思うけど、議論をし
たのか、していないのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらのほうの議論につきましては、先ほど、国民健康保険給付費準備基金の推移についてご
説明したところでございますが、年々基金の残高は減少傾向でございます。令和8年度の予算に
つきましては、最終的に福岡県が通知をいたしました、福岡県への給付費がございしますが、そ
ちらの金額が減少したため、今回、基金を使わないという形にはなっておりますが、今後、医療費
の増嵩や保険事業の在り方につきまして、基金を使う可能性が出てくるということから、今回は
税率を現行のまま据置き、足りない分に関しては基金を活用するというふうにさせていただいた
ところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

税率据置きだけど、子ども・子育て支援納付金分の6441万6千円は上乘せになるというこ
となんですね。確認してください。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和8年3月19日に首相がアメリカに行って、また「軍事費をGDP5%まで頑張れ」とい
うようなことを言われる可能性があって、そうすると、「はい」と言って帰って来るわけでしょ
う。その一方で、子ども・子育て支援は当然大事ですけども、このような形で行うべきかと。

この路線でいけば、もっと増嵩していくことになると思うんですよ。これは国民健康保険会計崩しになってしまわないかという心配をしてるわけです。

それで、そういう背景の下で、「マイナ保険証」の問題なんですけど、期限切れのマイナ保険証は医療機関で使えるのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

経緯をまず説明をさせていただきます。令和6年12月2日から健康保険証の新規発行が終了いたしました。健康保険証の利用登録したマイナンバーカード、こちら「マイナ保険証」と申しますが、これで医療機関を受診していただく仕組みに移行をさせていただいております。また、飯塚市国民健康保険の健康保険証は令和7年7月31日に、他の社会保険の健康保険証についても令和7年12月1日をもって、有効期限を迎えているところでございます。なお、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある国民健康保険加入者の方については、本市より資格確認証を交付しており、資格確認証で医療機関等を受診していただくよう既に案内をしているところでございます。ただし、健康保険証の有効期限切れに伴う暫定的な取扱いとしまして、有効期限が切れたことに気づかずに健康保険証を持参された場合には、医療機関等において、被保険者番号等により、保険資格を確認の上、受診できるととされており、この取扱いにつきましては、令和8年3月末までの対応とさせていただいており、今回の受診時にはマイナ保険証、または資格確認書を持参いただくよう案内することと、医療機関でなっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

保険証が切れていると気がつかずに医療機関に行った場合、今の対応だというわけですね。気がついていても、窓口に行って「これをお願いします。」ということができるのではないかと思います。駄目なんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

意図的にそういうふうにされる方はいらっしゃらないと思いますが、もし、受診のときにそういうふうになった場合でも、3月までは保険証有効期限切れでも受付をしておりますが、そのときにはマイナ保険証と資格確認書、どちらかを次回は持参するようというご案内をさせていただいているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和8年3月31日まではというのは、どこで決めているんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

厚生労働省より示された通知になります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、今、総医療費に関わることを聞いております。資格確認書の取扱いはどういうふう

になっていますか。また、有効期限はいつまでかお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

飯塚市国民健康保険ではマイナンバーカードお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方には資格確認書を、マイナ保険証を利用できる方には資格情報のお知らせを交付させていただいており、有効期限は最長1年間となっております。8月に一括更新を行っているため、どちらも有効期限は7月31日とさせていただいているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

7月31日までということなんですけど、それらの更新時期にはどういう対応するのか、まずそれをお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

有効期限が7月31日となっていることから、6月のマイナ保険証利用登録状況を確認した上で、新たな資格確認書を7月中に該当となる被保険者へ郵送する予定とさせていただいております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それで期限が切れてしまった方への対応はどうしますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

マイナンバーカードにつきましては、電子証明書が登載されており、電子証明書は発行日から5回目の誕生日までが有効期限となっております。また、電子証明書の有効期限が切れた場合でも直ちに保険資格が喪失されるわけではありません。マイナ保険証は、この有効期限切れ後、3か月後の月末まで利用できるようになっており、飯塚市国民健康保険に加入されている方で、この3か月後の利用期限に至る方には、新たに電子証明書発行手続をする旨のお知らせと資格確認書を送付させていただいております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

高齢になっている方とは限りませんが、施設入所、あるいは入院しているという状態で電子証明書の期限切れ、あるいは更新時期を迎える方がいると思うんです。それはどういう形でサポートするようなことになっていますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

もし有効期限になったときには、市市町村の窓口におきまして、必要な手続をした上で再交付の手続などの対応をさせていただいているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

例えばですが、若い世代のときの5年というのは随分変わるかもしれませんが、年齢重ねていくと5年というのは、5年前の状態から必ずしも維持しているとは限らないわけです。しかも、今申しあげましたように、施設に入所しているとか、入院に至った場合とかいう場合は、窓口に行くことが、当然、難しいと思うわけです。その点については、よくよく検討する必要があるのではないかというふうに思います。詳しくはまだ発言する場があると思いますので、質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第33号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先ほど一般質問の中で——、答弁で、介護給付費等準備基金の状況については説明がありました。幾らでしたか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

介護保険給付費等準備基金で、令和8年度末の基金残高見込みが11億9128万6千円となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

第9期計画は令和6年、7年、8年、したがって、今言っていた11億9128万6千円というのは第9期末の残高になりますよね。そこで、第9期計画の目標値、計画値は幾らだったか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

計画の年度末残高は3億234万5千円でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、差は9億円ぐらいになるんですか。数字は細かく出ていますか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

8億8894万1千円でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

計画値よりも額だけ多いと。皆さんの考え方は、この多い分についてどう活用するかは、次期計画を新年度つくるので、その中で考えましょうということのようだけど、「ちょっと待ってくださいよ」と言いたいわけです。今、9期計画中ですけど、8期末のときの残高、つまり、令和6年度末、8期末の残高は幾らですか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

8 期末、5 年度末の年度末残高は1 0 億 2 3 4 万 5 千円でございます。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

このとき、8 期計画期末の残高は2 億 5 千万円でしたか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

8 期末の計画上の年度末残高は2 億 5 5 1 2 万 1 千円の見込みでございました。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

7 億 5 千万円の差があったわけですね。それでいいですか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

そのとおりでございます。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

そうしますと、8 期の計画中 3 か年の間に、その以前からのコロナの影響で、なかなか見込みが難しい、しかし、最大サービスに対応できるようにしないといけないということで、皆さんは計画された。基金の原資は全て高齢者の介護保険料ですからね。相対的に低所得の方が多い。そして、基本的に年金天引きですから、拒否できない、そういうお金を 7 億千万円も余計に、強制的に集めたと。そういう中で、先ほどもありましたけど、介護保険料の基金を 7 億円ぐらい取り崩して、全体としては介護保険料を引き下げようとしたのに、第 9 期においては、さっきは 7 億 5 千万円余計にもらいましたって言ってたじゃないですか。今度は 8 億 8 千万円なんですよ。このことについて、何ら痛痒を感じないのかという質問をしたことがあると思います。

それで、「引下げの検討をしません」というのをずっと繰り返しますよね。しかし、法上、これは争ってきたけど、計画年度中でも、国は上げるんだったら途中で変えてもいいよと言っていると。その例もある、全国には、計画年度中でも上げたところがあるじゃないですか。ところが、下げたところありませんと言うんでしょう。ですから、本市としては、上げることは考えられるけど、下げることは考えられませんかという答弁を繰り返してきたんじゃないんですか。確認してください。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

3 か年の期間中の見直しは基本的に行わないというところで考えておりますので、そのところはずっと同じように答弁をしてきていると考えております。

○議長（城丸秀高）

1 1 番 川上直喜議員。

○1 1 番（川上直喜）

会議録を確認してください。計画中であっても、介護保険料を扱うことができると。しかも、その場合は、上げる場合については、というふうに答弁があっていると思います。覚えていませ

んか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

前回答弁いたしましたのは、基本的に3か年のサイクルで国の制度が成り立っており、万が一、保険料が不足する場合にはそういう形で対応することもあると申し上げました。それで、やはり不足する場合に限ってという答弁をしたと覚えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そういう趣旨の答弁はあったんです。それで、それから私は飯塚市で起きている基金残高の状況は、一方で、介護保険料は福岡県の自治体で一番高いという状態が、相対的に低所得者が多いと思われる高齢者、その中でも本市の高齢者は必ずしも相対的に上位にあるわけではないと考えるわけですけど、そう考えると、全体として所得の低い、あるいは低収入の方が福岡県で一番高い介護保険料を担わされているんですよ。それはサービスが充実しているとか、していないとかいうのと別の次元です。生活を圧迫していると言うんですよ。その点で、事故という表現はしていないと思うけど、重大事態ですよ、これは。という指摘をしたと思います。その点からいえば、本市が決意して、介護保険料を最終年度、つまり令和8年度でも引下げを決意することができるはずだと、できないのかということで検討してもらいたいというふうに言ったと思います。

今度の予算を見て、非常に残念に思っていますよ。計画値から、さっき言ったけど、さらに基金を増やそうなんていう、減らそうということで条例改正して、介護保険料を全体としては下げたのに、基金を増やしてどうするんですかというふうに思わないですか。したがって、福祉文教委員会において、この点については十分に審査して、市長が年度途中からでも補正を出して、また、条例改正して、介護保険料の大幅引下げができないのか、やるべきだということを審査していただきたいというふうに思います。これは審査要望って言うんですかね。

それから、要介護1、2の方々を、つまり、介護保険対応の要介護1、2の方々を介護保険適用から外すという動きがあるわけですけども、これについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

現在、国の社会保障審議会介護保険部会において、総合事業への意向の反映について審議されておりますが、まだ結論が出るまでには至っておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国は、決めましたと言ったらなかなか後には引き下がらないでしょう。これは実際に保険者として存在している飯塚市長が、必要な方に必要なサービスを提供するという点で、適切なことかどうかについて考えれば大体分かるわけですよ。現状において何ら問題——、別の問題はありますけど、外さなければならぬという積極的意義はなかろうと思うわけです。その点でいえば、国が決めましたという前に、飯塚市からきちんとした形で国に意見を述べると。そういうルートがあるでしょうから、意見を述べてもらいたいと思うんです。質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第34号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後期高齢者医療保険料についてなんですけれども、これに増減があった場合、特別会計の収支バランスはどう取っていくのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

後期高齢者医療保険料につきましては、算出しました数値により、予算措置を行っているところでございます。また、保険料につきましては、歳出予算の納付金としまして、同額を福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付する形となっております。そのため、保険料が増加・減少した場合同様にしましては、それに合わせて福岡県後期高齢者医療広域連合へ支払う納付金の額も増加・減少する形となりますので、保険料に関する収支につきましては、バランスの取れるものとなっているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和8年度の後期高齢者医療保険料は前年度と比べるとどうということになりますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

令和8年の収納見込額、保険料としまして18億8133万7千円を見込んでいるところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

料率としては、減ったり増えたりというのはどうですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

令和6年度、7年度の保険料率を説明をさせていただきます。2年に1回、保険料の見直しをする形となっております。令和6年度、7年度は保険料率、均等割で6万4円、保険料率の所得割のほうは11.83%となっております。令和8年、9年の保険料率につきましては、保険料率の均等割が6万6340円、所得割率が11.7%となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、値上げなんですか、値下げなんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

保険料率の均等割につきましては、6636円増額しているところでございますが、所得割の保険料率につきましては0.13%減少しているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはそれで見たら分かりにくいでしょう。収入する分が増えるか増えないかということでは分かりにくいと思うんですよ。要するに値上げなんですね。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

今、1人当たりの保険料を軽減適用後になりますが、そちらで比べさせていただきますと、1人当たりの保険料は9535円増える計算になります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市長、9535円増えたらどうなると思いますか。子ども手当は1人2万円でしょう。高齢者手当じゃないでしょう。88歳の方には敬老祝い品も取り上げるし。平均で9535円、高齢者の細かい方に重荷を載せるということがよく分かりましたけど。

子ども・子育て支援制度の影響はどうなってますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

先ほど議員がおっしゃっていますとおり、令和8年度から始まる制度になりますが、令和8年度では均等割1339円、所得割0.25%となっており、1人当たりの保険料は軽減適用後の金額で2115円と試算をしているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これはどういう性質のものですか。これは「ちょっと無理です」と言えるお金ですか。保険料ですから、良として、高齢者の方を断れないと。「うちは生活が苦しいけど、こどもたちのためなら、これぐらいは」というふうに納める。無理だから納められないということが言えるようなお金なんですか、2115円。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらのほうは、医療保険料として賦課されるものでございまして、医療分と合わせまして、断れるものではないと理解しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうすると、平均では令和6年度から令和8年度から増える負担というのは、先ほどの9535円と、今言った2115円を加えるということになるんですか、平均で。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

議員のおっしゃいますとおり、9535円と2115円を足し合わせた金額が増になることになります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

武井市長、さっき私は9535円と言ったけど、実は高市首相のおかげで1万1650円。後期高齢者、好き好んで入った人、自主的に加入した人、誰1人いないんですよ。気がついたら、

世帯の中から自分だけ75歳以上になったので、自分だけ囲い込まれていった制度ですよ。そして、高い後期高齢者医療保険料が天引きされ始めて、今度はこどものためだろうとか言われて、それ以前もありますけど、その分も乗ってきて、1万1650円平均で、どうやって暮らしていくんですか。本当にこどものために使われるかどうかは今のところ分からないわけでしょう。そこで、現在は高齢者全員にこのサービスですよ。さっき負担を言いました。現在、高齢者全員に資格確認書が交付されているはずなんですけど、今後、75歳から84歳について新しい対応すると高市政権が言い始めていますね。厚生労働省の事務連絡が来ていると思います。内容を確認します。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

この事務連絡でございますが、令和8年1月27日付で厚生労働省保険局高齢者医療課が発出した「後期高齢者医療制度における資格確認証の職権交付に関する取扱い」についてという文書でございます。

その内容についてご説明をさせていただきます。令和6年12月2日に従前の被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。後期高齢者医療制度における資格確認書については、円滑なマイナ保険証への移行を図る観点から、令和8年7月末までの間の暫定的な運用として、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全ての被保険者に対して、資格確認証の職権交付をしているところでございます。しかしながら、今後、マイナ保険証の利用率増加が見込まれること、マイナ保険証の利用による薬剤情報の閲覧、救急現場での活用、高額療養費の手続の省略など、高齢者にとってメリットが大きいことから、後期高齢者医療制度においても、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進めるため、運用の見直しを図る必要があるとしまして、見直しの内容としては、令和8年8月の年次更新以降の職権交付に係る取扱いについて、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績から見て、その利用が難しいと判断される場合に限り、職権交付の対象とするとしております。

具体的には、85歳以上の被保険者はマイナ保険証利用率がほかの年代と比較して比較的低く、施設入所率も高い状況にありますことなどを踏まえ、従前どおり、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全ての被保険者に対して資格確認証の職権交付を行うとする一方で、84歳以下の被保険者については、直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上あり、かつ、おおむね直近3か月以内に利用実績がある場合は職権交付をしないとしたものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

75歳から84歳までの間に、マイナ保険証の利用の数字があるんでしょうか、国ないし、飯塚市で。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

飯塚市においてはその数値はございません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

85歳以上も当然ないですね。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

ございません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしますと、国はどのような数字を抽出したのか何か分かりませんが、数字を持っているように聞こえるのではないですか。でも、飯塚市は持ちませんと。そうすると、必ず前提となっている条件が違うようなので、この事務連絡のとおり絶対やらなくてはならないということになるんですか、飯塚市は。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

この通知につきましては、各県にある後期高齢者医療広域連合の最終的な判断でされているところでございます。この通知を受けた後、令和8年2月10日付でございますが、福岡県後期高齢者医療広域連合事務局長より、県内の市町村に宛てまして、この本取扱いにつきましては、厚生労働省事務連絡のとおり運用する旨の連絡があったところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市の関係の後期高齢者医療広域連合の組合員は誰ですか。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 13時50分 休憩

午後 13時52分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

福岡県後期高齢者医療広域連合の議員は、飯塚市としましては、江口 徹議員が出ておりましたが、昨日付をもちまして、辞任の申出がっており、現在、そういった状況でございます。

○議長（城丸秀高）

川上議員、少し議案から離れていってしますので、審査要望としてまとめていただきますようお願いいたします。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

後期高齢者医療保険料は答弁があったように、後期高齢者医療広域連合に支配されている。飯塚市はお金集め係になっているわけです。それからいえば、後期高齢者医療広域連合にきちんと物を言える議員を組合に送らないといかんということなんですけど。

それで、お金がないから生活が苦しいかもしれないけど、高齢者から強引にお金を集めないという発想では困るんですけど、本当にお金ないのかということを確認するため――一、国にはありますよ、税制変えればいいんだから。この後期高齢者医療広域連合にお金ないかということなんですけど、基金の状況は確認していますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

今お尋ねになったのは、福岡県の後期高齢者医療保険広域連合の基金についてのお尋ねと思いますので、それについてお答えいたします。後期高齢者医療広域連合におきましては、運営安定基金というのがございまして、そちらの基金は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するために設置された基金であり、活用方法としましては、想定外の保険料の収納不足や、給付金の増大により生じる財源不足の補填が原則となっている一方、特定期間における保険料率の調整を図るための財源にも充てられることができるものでございます。

過去3年間の基金残高の推移につきましては、令和4年度末、190億695万9913円、令和5年度末、161億21万2876円、令和6年度末、115億6474万5356円となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

組合はこの間に、基金の目的の2番目、保険料率の調整のためということで、この基金を取り崩して、引き下げに使ったことがありますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

令和8年度、9年度の保険料の算出に当たりましては、運営安定化基金も保険料上昇抑制財源として投入しているものと聞いております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その額は確認していますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

申し訳ございません。現在、金額までは把握しておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もう質問を終わりますけれども、そういう性質の後期高齢者医療保険制度なので、飯塚市は組合の状況を正確に把握して、飯塚市長として意見を述べることもでき、それから誰が議員になるか分かりませんが、議員にしっかり論戦してきてもらうということもできると思うので、市長は市長で、同時に、組合議員になる方には、適切な情報提供を行い、きちんと議論してもらい、その報告を受けるというふうにしてもらいたいと思います。この質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 2時11分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。「議案第35号」から「議案第43号」までの9件につきましては、

いずれも質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第44号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容について、スピード感と分かりやすさにおいて、どういうことになるのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

今回の改正につきましては、公示送達の方法をネットに載せるというような内容でございます。したがって、公示の日には確実にネットに載るようなスピード感を持ってやらせていただきたいと思っているのと、分かりやすさにつきましては、ウェブページ上の告示・公示のページにつきましては、市公式ページのページ下部にバナーを設けて、たどり着きやすいように工夫を従前からしていたところですが、今後につきましても情報へのたどり着きやすさにつきましては、留意して検討してまいりたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

先日、市公式ホームページがリニューアルになって、ちょっと試してみましたけど、よくはなっていたらと思うんですね。ただ、パソコンでも、あるいはスマホでも、使い慣れない、あるいは環境的に使えないという方々が置き去りにならないようにするために、工夫が何か要るのではないかと思うんですけど、そういう工夫は何かされていますか。

○議長（城丸秀高）

総務課長。

○総務課長（手柴英司）

今回の改正につきましては、公示送達の手続につきまして、従前、掲示場に紙を掲示する方法のみで行うこととしておったものを、それに加えて、市のウェブサイトに掲示場を設定して、インターネットを利用して閲覧できるようにするというふうな改正でございます。したがって、今回の改正の趣旨としましては、パソコン等の画面で確認ができない方に配慮しつつ、掲示物を掲示場に出向かなくても閲覧できるというような利便性の向上を図るというものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

分かりました。掲示場所を減らさなきゃよかったですね。質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第45号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容と趣旨を、資料が出ておりますけれども簡便なので、少し詳しく説明をお願いします。

○議長（城丸秀高）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

概要について説明いたします。今回の改正につきましては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆる「番号法」といいます。この第9条第2項の条例で定める独自利用事務の枠組みの中で、市が個人番号特定個人情報適正に取り扱えるよう、条例の規定、第4条と別表を整備するものです。

改正の柱は2本でございます。まず1つ目が標準化システム対応、これは住登外宛名の部分になります。標準化後の共通機能である住登外者宛名番号管理機能を用いて、住民基本台帳に記録されていない者、いわゆる住登外者を一意に特定管理する運用が前提となるため、住登外宛名情報を条例上明確化し、利用根拠と対象事務を整備するものでございます。

併せて、「住登外者」という用語、概念自体が標準化の枠組みにおける共通機能として整理されている前提がありますので、その前提に合わせて、条例で位置づけを明確にしております。

2つ目が予防接種事務のデジタル化対応でございます。予防接種法によらない予防接種（市が費用助成を行うものに限る）の費用助成事務を条例別表上の対象事務として追加いたします。併せて、別表第2に該当事務を追加する規定につきましては、国の施行の時期に合わせて、令和8年6月1日施行としております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

予防接種とはどういう関係になりますか。

○議長（城丸秀高）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

予防接種のデジタル化とは、予診情報予防接種記録管理請求支払いシステムに登録するものでございまして、予防接種法に基づく定期接種は番号法により、個人番号を利用できますが、任意接種は市町村が条例で定める必要があります。今回条例改正しますのは、予防接種法に基づかない任意接種の中でも、市町村が費用を助成する予防接種についてでありまして、本市では、福岡県の補助事業であります風疹の予防接種が対象となります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今回、条例改正すると、個人のメリットはどういったことになりますか。

○議長（城丸秀高）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

現在の予防接種の手続きは紙媒体でございまして、接種を受ける方ご自身にとっては、接種券等の書類管理や予診票の手書きが負担となっている上、自治体や医療機関においても、接種券の郵送や費用請求などの事務作業が課題となっております。この課題を解決するため、国は関係者全体の負担を軽減し、事務を効率化するためのシステム導入を進めておりまして、個人につきましては先ほど答弁させていただきました接種券等の書類管理や予診票の手書きが不要になってくるということになります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

任意接種希望の個人、それから医療機関、それから市役所の関係するところが、紙の事務によるものが減少するために、そういうメリットがありますということは分かりましたけど、リスクとしてはどういったものが考えられますか。

○議長（城丸秀高）

健幸保健課長。

○健幸保健課長（林 寛侍）

予防接種のデジタル化に伴ってのリスクというものは想定しておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

メリットばかりというのは世の中あんまりないんですよ。

それで、個人情報保護が破られたとき、あるいは、破られようとしているときに、どう防いでいくかという、独自の努力も要るのではないかと思いますけど、そういったことの検討は、国のシステム任せとかそういう感じですか。

○議長（城丸秀高）

情報管理課長。

○情報管理課長（福田大輔）

今の質問につきましては、特定個人情報、大きな枠組みとシステムのセキュリティー体制についてお答えしたいと思います。特定個人情報の取扱いにつきましては、まず、制度面、番号法というものによりまして個人番号を利用できる業務が定められており、目的外利用はまず禁止されております。独自利用は、番号法第9条第2項に基づいて、条例で事務を特定して初めて可能になります。また、システム面につきましても、基本は、飯塚市は基幹系とインターネット系を分離したネットワークで運用しております。外部からの不正アクセスを遮断していますので、アクセスできる職員端末を制限するとともに、処理履歴を保存して抑制し、追跡が可能な運用となっていますので、2つの制度面から個人情報が保護されていると考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

個人情報に接する、あるいは入力するという場面がどのような場面で生じるか、ちょっとまだ分かりにくいんですけど、過去、本市においては、福祉系の入力業務を民間業者に委託しました。気がついたら再委託を担当課が知らないうちにやっていたということがあって、私が市議会のチェックする場があったので、質問して、当初、担当課は、再委託は禁止しているので、あるいは相談もあっていないので、あっているはずがないということを書いていたんだけど、私が既に事実をつかんでいたもんですから、確認してくださいっていうことになって——。でいくと、担当課ではない、別の課がいいよというふうに言ってしまっていたんですね。当時副市長が謝罪するということがあったんだけど、こうしたことがなぜ起こるのかというようなこともあります。システム的には、今、課長が答弁されたようなことがあったとしても、今言ったような危険性はあるので、注意してもらいたいということはおきたいと思います。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第46号」につきましては、質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

「議案第47号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容をもう少し説明していただいてもいいですか。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

条例改正の内容につきましては、昨年8月の人事院勧告にて、国家公務員の給与改定の勧告が行われ、通勤手当における自動車等を使用した場合の距離区分について、新たな距離区分が設定されましたことから、これを参考にして条例を改正するものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

本市の影響はどういった点がありますか。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

今回の改正におきましては、通勤距離が60キロメートル以上が対象となっております。飯塚市の職員で通勤距離が60キロメートル以上の職員はございませんので、現在の影響はございません。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第48号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容と経過を併せてお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

人事課長。

○人事課長（日高政徳）

まず、条例改正の内容につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律が改正されたことから、これを参考にして条例を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、定額支給から実費支給への変更、旅費の種類の変更、その他関係条文の改正でございます。

経過につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日付で施行されておりますが、本市として、改正の必要性及び周辺自治体等の動きも確認しながら検討を続けた結果、旅費についても国庫準拠を基本として考えるべきと判断し、旅費条例の改正議案を今回提案したものでございます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第49号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件につきましては、先ほど「議案第32号 令和8年度 飯塚市国民健康保険特別会計予算」の審査の過程で、子ども・子育て支援分についてお尋ねしたものと関係する条例改正と承知しています。それで、内容・経過は分かりましたけれども、この部分について、基金で対応することは法律上駄目なのか、工夫をすれば負担を軽減できるのではないかと、市民の負担を。法律上、基金活用ができないのか、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

基金の活用につきましては、医療分野、後期高齢者支援分、また、介護保険分と同じように活用することは可能とは考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

確認しますが、法律上制限はないという理解でいいですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

ないと思っております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第50号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

飯塚市適応指導教室の名称につきましては、内容もさることながら、先年、オアシスとこの適応指導教室を統合するということ、飯塚市の総合教育会議、当時市長、片峯市長が会長だったわけですが、そこで決めてしまったんですよね。そのことについて、議会で取り上げたことがあるんだけど、その過程の中で、この適応指導教室の表現というのは、いかにも学校に行かない行けない子たちが、学校ないし社会に不適応だということと言わんばかりのような名称になっていると。事業内容とも、いささか違うところもあるというような指摘をして、これは国・県レベルからこの名前を押しつけてきているとは思ってたんですけども、当時片峯市長は改める方向で考えるというように答弁したことがあるんです。それからやや時間があるんだけど、内容は分かりましたけど、まず、名称に関する経過をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

名称の変更についての経過ですけれども、まずは、平成28年9月の文部科学省通知のほう、不登校児童生徒への支援の在り方について示されておりますけれども、不登校児童生徒の支援につきましては、学校への適応ということよりも、将来的な社会的な自立を目指すという趣旨のことが明記されておまして、その名称についても、「適応指導教室」という名称から、「校内教育支援センター」という名称のほうに文科省のほうで改められたところから、各自治体におきまして、これまで適応指導教室という名称が使われていたものを、順次、教育支援センターという名称に変えてきております。

飯塚市教育委員会におきましても適応指導教室から教育支援センターへの名称を変える方向で検討してまいりました。

また、昨年度の議会の中でも適応指導教室から教育支援センターへ名称の改称をというところで質問がっております。そこでは、改称についても検討しております。ただ、名前だけではなく、適応指導教室で行う内容についての強化ということも検討しておりますので、それと合わせて、名称についても改称いたしますということで答弁をしております。

今回、今の適応指導教室の強化についても、大体、中身が確定して、条例改正に至っておりますので、併せて、適応指導教室という名称を教育支援センターという名称に変えさせていただくということになっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

名称の件、何年かかったのかと思うわけですよ。飯塚市においては、この名称を変えますと。先ほど子どもというふうに言いましたけど、子どももそうです。子どももそうですけど、保護者は非常に悩んだりすることもあるわけです。それで、あるときに、その悩みを突き抜けるときもあるかもしれないんですけど、この名称がその悩みとか苦しみをね、お持ちになっているということも——、そういう指摘の仕方をしたと思うんですよ。それが、改めますという答弁があつてから何年たつたかと思うわけです。国が、自ら押しつけて、いわば押しつけた名称を、その国がいろいろ言われたかどうか分かりませんが、改めるという時期に至るまで飯塚市教育委員会、飯塚市長はずっと我慢し続けたのかと、非常に残念に思うわけです。

国はなぜ変えるようになったんですか。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

国のほうが変える、教育支援センターという名称に統一しようというところになった理由としては、適応指導教室という適応という名称から、今おっしゃられたように、子ども及び保護者のほうが自分の子どもや自分自身が適応できていないんじゃないかといったような不安感を抱かせるような名称であるというところから、教育支援センターというふうに文科省から出る通知には名称を変えられております。それに伴って、各自治体が順次変えていったわけですが、今、議員がご指摘のとおり、機能強化と併せて名称も変えるというふうな答弁をしたんですけれども、もうこれは名称だけでも先に変えておけばよかったのかなというふうには、今、考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市役所や教育委員会は、市民の苦勞はいくらでも我慢するというようなことでは、いかんと思うわけです。そして、新しいものを良いように変えようとするときに、国が言って来るまで辛抱強く待つと。やっぱり地方から変えていくという発想で取り組んでいく必要があるんじゃないかと思うんです。

それで、機能強化と結びつけたために名前を変えるのが遅くなりましたということではありませんという、今、答弁がありましたので、それはなるほどと思うわけですが。

そこで内容についてなんだけど、第2教育支援センターを新たに設置するというところについて、説明をお願いします。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

現在、適応指導教室、今回、教育支援センターに変わるわけですが、穂波庁舎横にコスモスという適応指導教室があります。この穂波庁舎横にあるコスモスには現状、大体十四、五名程度の児童生徒が通所しているわけですが、そこに通所している子どもたちが、例えば、穂波東中学校や穂波西中学校、穂波校区の子どもたちに7割方偏っているという現状が、ここ数年出てきております。こういった校区の偏りは、やはり場所的に通級が難しい、保護者の送り迎えが前提じゃないと通級が難しいというようなところがあるというふうに考えまして、その穂波庁舎横にあるコスモスはそのまましておいて、さらにあと交通の利便性が高いような所にも一つ、子どもたちの居場所がつかれないかというところで検討を進めてまいりました。今回バスセンター横のあいタウン2階のスペースが使えるというような所がありましたので、そこに新たに一つ、第2教育センターを設置するという運びになったものです。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については幾つか教訓があると思われまますので、総合教育会議で、先ほど言った、決定しましたという会議録がありますけれども、それ以降、今日に至るまでの間の事実の、1つ目は事実経過、それから2つ目は教訓について、福祉文教委員会で十分審査していただきたいと思えます。審査要望しておきます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第51号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

内容といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の改正により、福岡県公立学校職員、常勤講師の給与の改定が行われることから、これを参考にして、本市教育職員の給与を改定するものであります。改正の内容につきましては、第10条第2項第2号の特殊勤務手当について、7500円から8千円に増額また、第14条に第3項を追加し、学級担任へ月額3千円を加算合わせまして、義務教育等教員特別手当について、別表のとおり、各号級において700円から1500円に引き下げたものに改定をしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

学校の教職員の心身の不調のことについては、既にお互い承知のことと思うわけですが、この広がりについて承知のことと思うんですけども、今回の措置が、7500円が8千円、700円が1500円、学級担任に月額3千円を加算というようなことで、内容は分かりました。これの趣旨は何でしょう。

○議長（城丸秀高）

学校教育課長。

○学校教育課長（吉村浩一）

趣旨につきましては、12月の本会議のほうでも同様の答弁いたしましたけれども、超過勤務の状況がなかなか教職員は改善されない状況がありまして、取り組んでおりますけれども、そこにつきまして、給与面について何らかの補償をしようというところの動きから、こういったような改正があったものと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

超過勤務が先あって、それに耐えよという意味合いでの、耐えてくださいという意味合いのことになってはならないと思うわけです。だから、定額働かせ放題の給特法そのものが問題であるという、これをやめなきゃいけないという方向と結びつけて、重荷を背負って、「身も心も今日が、明日が」という方も中におられるかもしれない。その方たちがこれによって階段の途中で一息つくようなものになるのか、これが、それとも、そのあと出ているんだったらもっと頑張れよってというような鞭打ちになるのか、そういう危険性を持った内容ではあると思います。今言われたような答弁、超過勤務の現実を肯定した上で、是認した上で、せめてものということではいかんのではないかなというふうに私は思っています。討論の中で述べたいと思いますけど。質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第52号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは資料を頂いております。文化会館内にある地下駐車場をコスモスコモンの利用予約がないときは、現在、22時閉館を19時閉館にしたいという趣旨です。それで、理由を聞かせてください。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

駐車場の件ですけれども、まず、コスモスコモンを管理する上で、効率的・効果的な管理を行いたいという趣旨で、今回の条例改正を行っております。文化会館の駐車場でございますけれども、今ご質問のあった19時から閉鎖をするという部分ですけれども、基本的にコスモスコモンは事前予約となっております。そのために、コスモスコモンの利用者というのは、そのとき駐車場の利用はほぼないということを想定いたしております。ただ現在、ある程度の利用者はございます。それは、コミュニティセンターの利用者であったりとか、そういうところがございますけれども、隣に立体駐車場がございます。こちらのほうに空きスペースはございますので、そちらのほうを使っていただきたいという趣旨で今回、改正を行っているものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

実績を調べていると思うんですけど、それによって、経済的な効果、財政的な効果について、何かイメージするところがありますか。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

ご質問のところで、まず今回のコスモスコモンの駐車場の件ですけれども、まず一点が正月の休み期間、こちらのほうを今開けておりますけれども、コスモスコモンが休みになりますので、その間を休みにする。もう一つが、毎週月曜日、こちらのほうもコスモスコモンが休みのときには休館する。それと、7時以降利用がないときにも閉めることができる、この3点でございます。

その分で、まず正月のところですけども、6日間ございますが、令和5年度で言えば、利用が8台、令和6年度が6日間で6台の利用でございます。1日1台あるかないかというところでございます。

月曜日でございます。月曜日については、令和5年は45日あるんですけども、その際1611台の利用があっております。こちらのほうが1日36台、令和6年のほうが52日でございますけれども、このときが2106台の利用があっております。

7時以降については、コロナが明けておりますが、ちょっとデータがないという状況でございます。

すいません。失礼しました。正月の分の利用状況が、先ほど言いました、8台あって1930円、令和6年度が2630円。月曜日でございますけれども、45日あって、17万2750円。令和6年度が2106台あって、23万8220円。こちらのほうがマイナスの効果となります。プラスの効果でございますけれども、今、駐車場を管理する上で委託を行っております。その分が減るものと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは福祉文教委員会付託になる予定ですけども、全体について質疑されると思いますけども、2つの点を特に検討していただいたらどうかと、審査してもらったらどうかと。一つはこの駐車場が地域の共有財産として、今は、利用度合いが低くても、これから——、いろいろ努力してるじゃないですか、中心商店街が。そういう流れの中で、やっぱり地域の共有財産として、これが今以上に使えなくなるのは困るということがないのか、今後、頑張る際にという視点からの審査がいるのではないかと。もう一点は、それとの関係ですけども、地元の商店街、あるいは自治会との意見交換はどのようにされたのか、あるいはするのか。この2点、十分に審査する必要があるのではないかなというふうに思っております。質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第53号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「飯塚市文化財保護条例の一部を改正する条例」ですけれども、内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

経過と一緒に説明させていただきます。嘉徳劇場の再開に向けた検討作業におきまして、歴史的建造物である文化財と建築基準法との関係の整理が必要という状況になっておりました。国宝や重要文化財等以外の建築物、今回、嘉徳劇場は国登録有形文化財のため、それら以外の建築物に該当いたしますけれども、増築や用途変更を行おうとする場合に、現行の建築基準法の規定に適合する必要がありますので、文化的な価値のある意匠や形態等を保存しながら使用することが困難となる場合があります。そのため、建築基準法の適用除外を適用するために、文化財保護条例の文化財の分類におきまして、新たに特定歴史的建造物の登録制度を制定するとしたものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

全国的に同趣旨の条例をつくったりしたことがありますか。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

全国的に例はございます。数はちょっとそこまで整理いたしておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そうしたら具体的にどういった所で、どういう先事例があって、どういう良いことがあって、こういったことは困っていますというようなことも福祉文教委員会でよく審査してもらいたいというふうに審査要望しておきたいと思えます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第54号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「嘉徳劇場条例」ですけれども、9月工事完了、11月オープンということなんですね。この間の経過をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

嘉徳劇場は令和3年9月に、NPO法人嘉徳劇場より飯塚市に譲渡がなされ、その後、令和4年3月に新たな活用策について検討する飯塚市文化施設活用検討委員会を設置し、また、令和5年7月に、施設改修管理運営計画策定のため、飯塚市文化施設活用検討委員会、（第2期）を設置し、諸課題に対して検討協議を行ってきました。その間にも、これからの嘉徳劇場を考える市民ワークショップを6回開催し、令和6年7月に検討委員会から嘉徳劇場施設改修・管理運営計画が教育委員会に答申がなされました。

その後、地元への説明会を経て、現在、嘉穂劇場を市内外の皆様に見てもらうことができるように、附属建物の解体とトイレの新設工事を行っています。9月には工事が完了する予定ですので、10月には公の施設として開場を予定していますので、今回、必要事項を定めるため、今回の条例を提出させていただいたものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、私は令和8年度策定予定の第三次総合計画の各論のところで、この嘉穂劇場という単語が出てくるものと思うんですけども——、ところで、この間、議会でも質問が出ておりましたけれども、地域には、あるいは市内には多様な意見があるわけですが、その中には、嘉穂劇場は移転保存して、そのスペースについては、飯塚市の責任で地域浮揚の計画をつくらどうかというような趣旨の意見もあったとの紹介がありました。これについて、この条例は「ああそうですか」と言えないような条例になっているわけだけでも、そういう小さな声かもしれないかもしれませんが、こういう市民の声にどう応えていっているのか、あるいはどう応えるつもりかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（城丸秀高）

文化課長。

○文化課長（瀬尾善忠）

今、議員の説明のありました要望書でございますけれども、令和5年10月に、そういう趣旨の要望書の提出がなされております。その後、同年12月に住民説明会を行っております。その中で、まさに今、議員のおっしゃったようなご意見を頂きました。それに対して、市としては今こういうふうな状況ですという説明もいたしております。

その後、先ほど言いました計画が出来上がった後につきましても、市民の方、地元住民の方に対して、説明会を2度ほど開催いたしております。その中で、ある程度、その計画についてはご理解を頂いたのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

やはり少数であっても多様な意見を大事にするという人はいると思うんですよ。特に、計画道路の完成が近づいている状況です。これによって、地域のこれまでつくり上げてきたまちづくりの形と違う物が一気に表面化しつつあるわけで、地域全体の浮揚策と結びつけたような市の施策が市長には求められるというところではないかと思うわけです。質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第55号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例の一部を改正する条例」、制度の内容を確認してください。

○議長（城丸秀高）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

制度の内容でございますが、児童福祉法第34条の15の規定に基づき、公立保育所・こども園において、乳児等通園支援事業を実施するため、「飯塚市立就学前の子どものための教育・保育施設条例」の一部を改正するものでございまして、乳児等通園支援事業は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て世帯に対して、多様な

働き方やライフスタイルに関わらない形の支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能額の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育施設を利用できる事業となっており、対象は、保育園等を利用していない0歳6か月から満3歳未満の児童となっております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件は民間が昨年10月から先行していた事業を公立保育所に拡大するものとなっております。実績を伺います。

○議長（城丸秀高）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

民間の保育施設の実績でございますが、私立保育施設では、幸袋こども園、枝国保育園及び桜ヶ丘幼稚園で事業を実施しております。幸袋こども園及び枝国保育園はそれぞれ利用定員が3名で、在園児と合同で保育を行う形で受入れを行っており、桜が丘幼稚園は利用定員2名で、専用室を設けて保育を行う形で受入れを行っております。現在、幸袋こども園のみ利用があり、令和7年11月から令和8年1月までの間、2名の方が利用されております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ちょっと細かくなりますけど、乳幼児、0歳児なのか3歳未満児なのか、それ以上なのか、聞いてもいいですか。

○議長（城丸秀高）

保育課長。

○保育課長（宮本敏行）

利用の方はいずれも1歳の方でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

詳細なことは委員会で審査していただきたいんですけど、別の角度としては、現在、公立・民間の保育所で、0歳児あるいは3歳未満児のとりわけ0歳児ですけども、このところで、定員内なんだけども事情があって受け入れきれないと。その事情とは何かというと、「保育士不足です。」というようなことがないのか。そうであれば、この制度によらずとも、これまでの制度を100%生かせるようにすることで対応できないのかというような視点で思うわけです。これは福祉文教委員会で、その視点から審査してもらえないかと思えます。審査要望しておきます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案56号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」です。内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられたことに伴い、一部の第1号被保険者において、本来より低い保険料段階に移行す

る場合があります、第9期介護保険事業計画中の保険料収入が減少する可能性があります。この事業計画期間中の保険料収入への影響を可能な限り防ぐ観点から、介護保険法施行例の一部を改正する政令が令和7年12月17日に、介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令が令和8年1月23日に公布されております。これらの国の法改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

介護保険料の減免に関わることなんですか。中身を教えてください。

○議長（城丸秀高）

介護保険課長。

○介護保険課長（許斐友美子）

国より通達がございまして、保険者の判断により、令和8年度に限り、特例減免が実施できるようになっておりますので、本市といたしましては特例減免を実施する方向で考えております。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3時01分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

「議案第57号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容をもう少し詳しく説明してもらえますか。

○議長（城丸秀高）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

本条例案は、現筑穂保健福祉総合センター東棟のトレーニング室を筑穂支所4階へ機能移転することによる筑穂トレーニングルームの新設に伴い、施設の設置目的から利用時間や休館日及び使用料等について、条例案を策定しているものとなります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

経過を伺います。

○議長（城丸秀高）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

現在、トレーニングルームがある筑穂保健福祉総合センターについては、建築当初から雨漏りが発生し、その都度、施工者によるメンテナンスが行われてきた経緯があります。その後も雨漏りを繰り返している状況であることから、施設の機能移転による課題解決に向けて、施設を管理運営する飯塚市社会福祉協議会とも協議を重ね、筑穂庁舎の空きスペースを活用したトレーニングルーム移転・新設の計画に至ったものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この件については、私も議会で取り上げて、当時、久世副市長と藤江副市長を含めて、施設の視察に行ったんですよ。それで、それ以降、全体的な対策をどうするかということとあわせて、このトレーニングルームのことも検討されたと思います。

それで、実は、その前後に何度も言っているんだけど、トレーニングルームの今後の方向性について、委員会で審査してもらいたいんだけど、実は現地調査しているとき、現地調査というか視察している折に、野見山暁治さんの作品を見つけたんですよ。102歳で逝去されたわけですが、もちろん飯塚名誉市民ですよ。ステンドグラスも寄贈していただいているわけですが、意匠を。戦没画学生慰霊美術館無言館、長野県にありますけども、その設立に尽力し、顧問も務めたという方なんです。この作品がほんとにあったわけですが、現状はどうなっていますか。この際、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

今、おっしゃっている件につきましては、東棟に飾ってある鳩の絵画についてのことだと思いますけれども、この絵画につきましては、福岡県建築住宅文化賞、一般建築部門優秀賞をこの施設が受賞した記念に、同賞を連名で受賞しました施工者である株式会社大本組九州支店から寄贈された絵画となると思われます。作者については確認ができておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、所有権は誰にあるんですか。

○議長（城丸秀高）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森山仁志）

寄贈されておりますので、これは市の所有権になると思われます。

失礼いたしました。市の所有です。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今の感じでは財産目録にも載っていないようですので、争いが残らないようにきちんと確認して、所定の手続きを取って、争いがなければですよ。そのようにしてもらいたいと思います。これも大事ですけど、備品という意味合いではありませんけれど、そういう性質のものだから。鳩なんでしょう、絵の中身が。平和を求めているわけでしょう。大事なことだと思うんですよ、これからずっと。よろしくお願いします。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第58号」については、質疑通告はあっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第59号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例」、内容を伺います。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、国は、消防・防災対策の在り方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとの報告になっております。この国の通知を元に、飯塚地区消防組合において、令和8年1月1日付で、林野火災に関する注意報等を発令することができるように火災予防条例の改正がなされたものです。このことに伴い、「飯塚市火入れに関する条例」第14条、気象状況による火入れの中止、または、既に火入れを実施している場合の迅速消化の義務規定において、林野火災に関する注意報等が発令された場合にもその適用を行うため、条例改正を行うものです。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

対象エリアとしては市内ということなんでしょうけど、特にこの付近だとか、そういう条件はないんですか。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今、飯塚地区消防本部と、今後の詳細も確認しますが、消防本部の現在の状況であります、いわゆる特定の場所を選んではおられませんということです。あくまでも法に基づく、森林法の林野及びその周辺1キロメートル以内というふうな形で考えているというところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

ではあるんですけど、市内で特に警戒を要する地域というのは念頭にはないですか。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

先ほどの答弁と重複しますが、現時点では特定の区域は行っておりませんということです。今後、飯塚市、嘉麻市、桂川町を含めまして、この管内全域、いわゆる飯塚地区消防本部管内全域との対象で現在はおしております。また、話合いのほうも進めさせていただきたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この際ですから一言述べておきたいんですけど、大分県佐賀関で、報告書を読む状況にはないんですけど、老朽家屋、空き家と山火事との関係で指摘されているところがあるんですけど、火入れとはまた違いますが、意識しておいたほうが良いのかなというふうにも思います。この間、ひやっとした事例とかいうことは把握されていませんか。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

消防本部に確認しましたところ、穎田地区のほうで、令和7年7月に1件、林野火災というふうな認定があった案件はございます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第60号」については、質疑通告があっておりませんので質疑を終結いたします。

「議案第61号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

どういうふうに言ったらいいかわかりませんが、休止するので管理目的で市長が預かります。みたいな感じに読めるんですけど、この間、行って来たんですよ。そうしたら、何人かでお話しましたが、一緒に行った人も言っていましたけど、これを休止するのはもったいないよねと。それから、もう一つは休止している間に老朽化して、使おうと思ったときにはもうこの施設は使えなくなってくるんじゃないだろうかと。それは私も同感でした。

それで、市長が何年かかるかわからない管理をどういうふうにするつもりかなというのがあって、それでまずそういう問題意識なんですけれど、内容をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今回の「サンビレッジ茜条例の一部を改正する条例」についての内容説明をさせていただきます。現在、指定管理者に管理を行わせておりますサンビレッジ茜につきまして、令和8年3月31日をもって、現指定管理期間満了となりますので、施設を一時休止することとしております。また、令和8年4月1日以降、指定管理者ではなく、直営施設として私どもで管理をしていく必要がございますことから、現行の条例を改正しまして、飯塚市または指定管理者のいずれによっても管理することができるよう、条例改正をするものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

そこで、私どもで管理するという、直営で。その場合、どういう体制でどのような形で管理するつもりかお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

令和8年度からの管理内容について申し上げます。サンビレッジ茜の管理棟入り口付近に、一旦、立入禁止とするように防護柵を設置いたします。また、施設内への関係者の立入りを制限・抑制し、定期的な見回りを行いまして、建物等の異常、破損、不審な痕跡などを確認し、セキュリティを維持していきます。

また、登山道が走っておりますことから、登山するための利用を継続するために、敷地内の一番手前でございます茜ドームの入り口付近に、登山者用の仮設トイレを設置いたします。その上で環境保全、利便性の確保をいたします。こういった整備が整いましたら、ホームページ等を使ってその旨の周知を行うこととしております。

また、管理体制といたしましては、スポーツ振興課のほうの職員の定期見回りの中では、一部見回りをするとしておりますが、今回、令和8年度の当初予算の要求内容の中に含んでおりますけれども、シルバー人材センター等に一部、定期巡回等の委託費を予算計上しておりますので、承認いただきましたら、シルバー人材センターのほうに委託をしまして、定期巡回を行っていくこととしております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

市民、とりわけ地元の方々の要望をお聞きしているでしょう。どのように受け止めていますか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

地元、筑穂地区の自治会長会からもサンビレッジ茜の存続についての要望書を受けております。また、そのほかにも市のホームページを活用した形で子どもたちの野外体験教育などを支える社会教育施設的な役割を担っているサンビレッジ茜について、ぜひ、今後も存続してほしいといったご意見であったり、九州に一つしかない人工スキー場をなくさないでほしいといった、市へのメール等でのご意見等も頂いたりしております。また、本日の一般質問の中でもご説明いたしましたが、サンビレッジ茜の存続の請願の採択を受けておりますので、そういったご意見を十分受け止めながら、サンビレッジ茜の存続について検討していきたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その声は、市役所の中ではどの辺まで共有していますか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

市長のほうまで報告しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

教育委員会のほうはどうですか、教育長のほうは。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

教育長のほうにも報告しております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

福岡県はどうですか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

県の社会教育部のほうのことを言われていると思うんですけども、市で直接受けた要望の全ての情報というのは、県のほうには伝えてはおりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

国の機関に伝える機会がありましたか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

私どものほうから国のほうに直接言う機会はありませんでした。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

逆に福岡県から、何か、県内外からこの存続あるいは意見がこのように福岡県に寄せられていますよというようなことで情報をもたらったりしたことがありますか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

一度だけですが、そういった意見が福岡県に直接あったということで報告は受けております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容はどんな内容ですか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

手元がありませんが、同じようにサンビレッジ茜の存続についてのご意見が福岡県のほうにあったということで聞いております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

佐賀県スキー連盟が直接飯塚市長宛てに要望書を出したことがありましたか。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

佐賀県のスキー連盟からの直接の要望書というのはありません。確認できておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それを確認してください。県域を越えて利用されていて、これがなくなったら困るという陳情内容だったと思います。議会のほうでも探してもらおうと思いますけど。

それで、今後の検討方向ですが、いろんな考え方が、私は福岡県に責任を持ってもらうようにしてはどうかという意見を議会で述べたこともあります。民間に相談したらどうかという方もおられました。もうからなくなったらやめますということだと困るので、市民の共有財産ということで、責任を果たせるようにしたほうがいいんじゃないかという考え方なんですけど。

それはそれとして、先ほど言った問題意識との関係で、使いながらどうするかを考えるということではないと、資産価値というか、もう使えなくなると思います、1年たったら。もう半年でもどうなるだろうかと思う。

先ほど言われたような管理をしたとしても、事故・事件が起きた場合はどうしようかなということになってしまうと思うんです。今、指定管理者が何人でされていますか、4人ぐらいでされているんでしょう、食堂を入れて。もうちょっと多いか。そうしたら、それで収支のバランスが

どうかということも判断しないといけないと思うけど、遠くから見るだけの管理ではね、それに必要な経費とバランスを考えてみたら、直ちにリフトが何億円ということのようなので、再整備という訳にはいかなくても今年度のような状態のまま継続すると、この条例改正によっても令和7年度の状態を継続する努力ができないわけでもないと思うわけです。指定管理者が決まらないときに、もうどうにかお願いしますとか言って、青少年健全育成会に頼んで1年頑張ってもらったりしたわけでしょう、児童クラブのほうは。

だから、そういった点でいえば、速やかに検討して、収支のバランスを考えながら、現状のこの条例を可決したとしても、現状のまま使いながら検討していくというのが大事ではないかなというふうに思いました。現状を見たら、普通、誰でもそう思うと思う。意見を述べることはできません。それで、審査を要望します。

それで、過疎地域対策計画との関係でどう考えているのかだけ教えてください。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

過疎債の活用についてということだと思いますが、今後の方向性の中で、市の投資が必要であるとか、その事業内容によっては過疎債の活用についてはしっかりと考えたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

最後にしますけど、サンビレッジ茜は健全で頑張りますというのを、やはり、内外に発信し続けてほしいと思います。ホームページ、SNSなどで。質問を終わります。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第62号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

総務委員会で補足説明があるかと思えますけど、主な改正点をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今回の改正ですが、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、本年4月1日より施行されることに伴いまして、本条例の一部を改正させていただきます。内容は、補償基礎額、こちらが最低額を9700円から1万円に、最高額を1万4500円から1万5千円に、また、扶養に係る加算額を配偶者については廃止し、子については383円から433円に改定するものです。これに伴いまして、補償基礎額、こちらが300円から500円の範囲で引上げとなります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

補償額が上向きというふうに見えますけど、どうにも納得がいかないのは、配偶者分の廃止なんです。現実的に考えてみれば、配偶者は女性であることが多いと思うんです。そう考えると、ジェンダー平等、男女共同参画の流れとの関係で見た場合、なぜ配偶者分を廃止、わざわざするのかというのがよく分からないんです。説明をお願いします。

○議長（城丸秀高）

防災安全課長。

○防災安全課長（大庭敏一）

今回の改正は「一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」、これは令和6年に改正されてありますが、これに伴いまして公安職の俸給、こちらのほうにもその額に影響されております。これに伴いまして政令が改正されたものでございますので、私どもについてはこの法令に沿った改正というふうな認識でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

よく分からないので総務委員会で、私が今申し上げた視点についても審査してもらいたいというふうに思います。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第63号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

内容と教訓と対策、併せて答弁をお願いします。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今回の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解内容についてご説明いたします。

本件事故につきましては、令和7年10月2日木曜日、午後1時30分から午後2時30分頃、スポーツ振興課の会計年度任用職員が、飯塚市平恒地内にございます穂波艇庫付近において、刈り払い機による草刈り作業中、飛び石により、草刈り範囲に隣接している事業者の駐車場に駐車中にございました車両の右側リアドアウインドウ及び右側のリアドアを損傷させたものでございます。なお、この事故による人身傷害等はございませんでした。示談の内容といたしましては、本件事故の過失割合は市側が100%でございまして、損害賠償額73万1303円の支払い義務があることで、合意、和解を踏まえ支払うものでございます。

次に、教訓でございしますが、草刈り機による飛散は目視確認だけでは完全に防止することが困難なケースがあるということは認識しております。そのため、十分な距離があると安心せず、通行量が多いと見込まれる場所等におきましては、飛散防止ネットや防護柵等を活用するとともに、駐車車両付近での作業に際しましては、事前に利用者等へ作業日程を周知し、草刈り当日は周辺に車両がない状態で、作業を実施するなど、被害防止に万全を期してまいりたいというふうに考えております。

また、対策でございしますが、まず、職員等の対策といたしましては、帽子、保護眼鏡、手袋の装着、長袖・長ズボンの作業服の着用を義務づけ、作業する際、安全第一で実施するよう指示してまいります。

また、このたびの事故におきましては、人身傷害はありませんでしたが、草刈り作業においては飛び石等のリスクを十分考慮した上で、作業前の周辺状況の確認を徹底し、特に駐車車両付近での作業の場合、十分な距離を確保し、安全な作業管理のもとで実施するよう周知徹底してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

なかなか根絶できないわけですね。同種の事故が。今回の場合は、1人で作業していたわけですか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

今回、本件の作業場所におきましては、交通量も少ない場所であり、残り草刈り範囲が少量であったことから、職員1名で残り作業を自己判断の中でしてしまったということでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

指示はどのような指示だったんですか。

○議長（城丸秀高）

スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（今林直久）

本来、草刈り業務につきましては、2人1組での作業というのを原則するように指示は出しております。限られた範囲の中で広範囲の管理を行うという業務上の実態に鑑みまして、現場の判断で離れて作業を行う事例が発生していたというのが事実でございます。この状況を組織で把握しながら是正していなかったということは、実質的に指示と同等の責任がある私のほうに責任があるというふうに重く受け止めております。今後はこの管理体制を抜本的に見直して、先ほど申し上げたように管理体制の周知徹底を行ってまいりたいと考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

道路とか、市有地の草刈りが年に2回しかしないことになっているんですよ。旧飯塚市が3回を2回にしたんですよ。それを合併した後もずっともう2回、なんなら1回でもいいみたいな感じになってきてるわけです。ですから、地域に行けば、「あんた市議会議員でしょう」と。「草刈りを何とかしてください。」、道路の穴ぼこのことも言われる。そういう状況の中で、市職員は減ってきてるわけでしょう。ですから、なかなか草刈りが進まない。「2人1組ですよ」と言っても1人でやってしまうということになって、人身に至らなかったのは不幸中の幸いだと思いますけれど、ほかにないのか、こういう状況が発生したときに、スポーツ振興課だけじゃないですよ。草を刈るところが多いところあるじゃないですか。いくらでもあるでしょう。だからこういう機会を捉えて、何度もそういう機会あったんだけど、一遍きちんとしてしまわないと、本人もだけど、こどもや高齢の方とかに大けがが生じて、とってからではもう間に合わないでしょう。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第64号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」という議案です。資料を頂いていますので全部目を通しました。それで、委員会で十分審査してもらいたいんですけど、計画そのものも、私のほうは今日5点、お尋ねしようと思います。

1点目は、制度の趣旨、計画実施について、お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

まず、制度の趣旨でございます。当該計画の基となっております、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、こちらのほうに記載がありますが、人口の著しい減少や、少子高齢化が進む地域におきまして、将来にわたって「持続可能な地域社会」を形成することを目指す点にご

ざいます。

具体的には、地域資源を活用した産業の振興や、地域における人材の確保・育成さらには、デジタル技術の活用など、新たな時代の課題に対応した施策を講じることで、地域住民の皆様が安心して暮らせる環境を整備し、地域格差の是正に寄与することと、いうふうな趣旨でございます。当該計画につきましても、この趣旨にのっとり作成をいたしておるところでございます。

計画の実施につきまして、合併前の旧筑穂町が当時の過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域に指定されておりましたことから、合併後も、同法に基づく、過疎地域の指定が継続したことによりまして、平成18年12月、筑穂地域を対象とした「飯塚市過疎地域自立促進計画」を策定いたしております。その後、平成21年度までの時限立法ではございました特別措置法が、平成22年度から令和2年度まで延長となりましたため、再度、同法に基づく「飯塚市過疎地域自立促進計画」をまず、平成22年度から平成27年度までの前期計画、続いて、平成28年度から令和2年度までの後期計画に分けて策定をいたしております。そして、令和3年度からのいわゆる「新過疎法」の施行に伴いまして、令和2年、国勢調査結果を反映して新たに過疎地域に指定をされました穎田地域を加えまして、「飯塚市過疎地域持続的発展計画」を策定し、現在に至っているものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それでは、この間の実績、課題、展望、筑穂地域・穎田地域、それぞれについて説明願います。

○議長（城丸秀高）

企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

まずは実績でございます。これまで筑穂地域及び穎田地域における交流センターや学校施設、保健体育施設等の整備や道路改良、スクールバスやコミュニティバス等の運行、まちづくり協議会への補助など、ハード・ソフト面の両面にわたる各種事業に、過疎対策事業債を活用してまいりました。「旧過疎法」に基づく、「飯塚市過疎地域自立促進計画」を策定した平成22年度から令和6年度までの15年間の実績で申し上げますと、事業総額約37億6700万円の事業費に対しまして、過疎債の起債額は約33億6900万円でございます。令和6年度末における過疎債の償還残高は25億8633万1377円でございます。また、令和7年度の償還見込みは1億9794万6059円となっております。

課題といたしましては、計画の8ページ及び10ページの表でお示ししておりますように、令和7年1月1日現在の両地域の人口は令和2年に比べて、いずれも減少いたしております。筑穂地域におきましては702人の減少、穎田地域におきましては530人の減少となっております。しかしながら、人口の社会増減に着目いたしますと、現行の過疎計画がスタートする前の平成27年から令和元年までの5か年におきましては、平均で筑穂地域がマイナス21人、穎田地域がマイナス9人、いずれも社会減でございました。しかしながら、令和2年度から令和6年の5か年におきましては、平均で筑穂地域がマイナス1人、穎田地域がプラス2人ということで、ほぼ維持、または社会増の水準に変化がっているものでございます。今後の展望といたしまして、過疎計画の基で、筑穂地域及び穎田地域におきまして、各種事業を実施することによりまして、両地域の持続的発展を図り、人口減少を食い止めることを目標といたしたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

会議時間を午後5時まで延長します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

3点目ですけど、今回計画の重点的なポイントはどこにあるか、紹介してください。

○議長（城丸秀高）

企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

現在、計画が動いております令和3年度から令和7年度までの計画に引き続き、人口減少や少子高齢化の加速など、社会情勢の変化を見据えながら、筑穂地域及び穎田地域の持続的発展に資する各種事業を計画的に実施してまいりたいというふうに考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

あとは総務委員会で詳しくということですか。

4点目、市民意見募集の方法、内容、それをどう反映していくのかお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

ただいまの4点につきまして一括でご答弁をさせていただきます。まず、令和7年4月に、企画政策室から各課に対しまして、新たな計画に掲載する事業の照会を行っております。これにより、令和8年度から5年間に筑穂地域及び穎田地域の持続的発展に資するものとして、実施可能性のある事業を取りまとめることと並行いたしまして、全体的な計画素案の作成作業を開始いたしております。

また、令和7年7月から9月までの3か月間でございますが、毎月1回、合計3回でございます、筑穂地域については、自治会長会で組織されました「新過疎地域振興委員会」、穎田地域につきましては「まちづくり協議会幹事会」に出席いたしまして、計画の策定について説明をするとともに、計画の素案に対しまして、また、地域の現状、課題等について、地元の皆様のご意見を聴取いたしました。頂いたご意見やご質問につきましては、内容に応じて各所管課に照会の上、回答を作成いたしまして、翌月の会合において報告をいたしております。

その後、令和8年10月30日から令和8年11月20日までの間、市役所本庁舎及び各支所、並びに12地区交流センターにおいて実施いたしました計画素案に関する市民意見募集を経て、最終的な計画案を作成し、このたび、議案として上程いたしておるものでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

その市民意見を聞く場面には、市長、副市長、部長、教育長とかもあると思うんだけど、そちらの方々は出席されているんですか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

そういった場には企画政策室で対応いたしておりますので、市長、副市長、教育長、部長は出席をいたしておりません。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

適切に報告はされているかもしれませんが、そういう立場にある方々は、生の意見を聞けるようにしたほうがいいんじゃないかなと思います。

5点目、その他なんですけれども、言っていなかったのですが、どうですかね。私、交通の問題と産業の問題をとりわけお聞きしたいと思っていただけで、答弁の用意がありますか。

○議長（城丸秀高）

企画政策室主幹。

○企画政策室主幹（関 敏幸）

交通の関係につきましては、資料、計画書案、資料の20ページに記載をいたしておりますが、住民がコミュニティ交通を利用して、気軽に訪れることができる環境を整えますというところでございます。これにつきましては、居住地とまちづくりの拠点を結ぶ交通手段として、地域内をドアツードアで運行する予約乗合タクシーや定時定路線型のエリアワゴンを運行することで、移動の負担を軽減するとともに、住民がアクセスしやすい環境を目指しているというところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もうこれだけの計画なんで、ここで言い始めると――。それで、鉄道のことについて、質問発言しておこうと思うんだけど、筑豊本線というか、原田線というか、原田駅、筑前山家駅、筑前内野駅、それから上穂波駅で桂川駅、この鉄道をどう生かすのかというのは一つ課題だと思うんです。桂川駅で乗り換えますか、飯塚駅で乗り換える、新飯塚駅で乗り換える、後藤寺線か、田川からの。あれは新飯塚駅まで来るでしょう。少しそういったことも考える必要があると。内野は飯塚目線で内野の振興をずっと考えるじゃないですか。長崎街道は向こうに行くというより向こうから来ているわけだから。そういう意味では内野の居住環境を改善して、充実してという点でいえば、筑紫野市のほうとも、視野を広げて考えておく必要があるんじゃないかなと。盆地の中だけで過疎地域対策を終わらせないというのが大事じゃないかなと。

それから、筑前大分駅のことは、さっき、一般質問でも取り上げられました。もう、随分出ていますけど。九郎原駅もあるし、そちらのほうも大事にする必要があるんじゃないかと。

○議長（城丸秀高）

川上議員、意見になっていますので、質疑に切り替えてください。それが審査要望に。11番川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

それから頼田地域との関係で言えば、小竹駅とのリンクです。なぜかというエレベーターがあるから。そういったところを鉄路、それから駅舎の特性、今、飯塚駅の建て替えのこともあるけど、この鉄路を生かすということで過疎化対策を考えたのかなというところがあります。考えましたか。

○議長（城丸秀高）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（田中善広）

公共交通を考える上でJR、鉄路というのは大変重要なことだと思っております。この鉄道駅とコミュニティ交通を結節させることによって、今後、住民の移動ニーズ支援というような形を考えております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

もともとそのことは私も考えていたことではあるんだけど、この計画の中に鉄路のことについて何と書いてあるかという、鉄路を守ると書いています。誰かが廃止しようと思っているのかと思ひまして、そういうことが、国の機関、県の機関との関係で、何か話が出ているんですか。お尋ねします。

○議長（城丸秀高）

地域公共交通対策課長。

○地域公共交通対策課長（田中善広）

実際、鉄路を今議員がおっしゃるような、廃止とおっしゃったんですかね——、とか守るとかいうことは、そういうふうなお話は伺っておりません。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第65号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは議案書を読んで分かりましたので、質問を取り下げます。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

「議案第66号」については、質疑通告があっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第67号」について、11番 川上直喜議員の質疑を許します。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

令和8年2月8日投票の総選挙は、お互い大変だったわけですがけれども、選挙業務に当たった市職員は本当に大変だったろうと思うんですよ。それで、お金さえあれば、地方自治体職員を自分の職員かのように考えている節がある内閣総理大臣だけど、選挙の経過をお尋ねします。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

選挙の経過ということでございます。まず、今回の選挙につきましては、令和8年1月9日、10日ぐらいに解散報道が出ました。その翌日付で、総務省の自治行政局選挙部管理課から都道府県選挙管理委員会宛てに、「衆議院の解散に伴う総選挙の執行について」という題で通知がなされております。この通知の内容をかいつまんで申しますと報道によって衆議院解散の情報があり、報道以上の情報はないが最速の日程が当初、令和8年1月27日公示、2月8日総選挙、もしくは令和8年2月3日公示の2月15日投開票といずれかの両面で検討という話が出ておりました。最速の解散の日程も念頭に置いて準備を進めておく必要があるというような旨の通知があり、福岡県の選挙管理委員会としましては同日付で、県内の市区町村選挙管理委員会に対して、これを共有したというような状況でございます。これを受けまして、解散が確定していない中でございましたけれども、解散を前提に準備作業に入ったという経緯がございます。

その後、令和8年1月19日の18時40分頃、解散表明がございまして、この時点でようやく公示日、投開票日が確定したというような状況です。実際、令和8年1月23日に衆議院解散となりましたけれども、この間、公式な連絡等は特になく報道で、先ほど申しました令和8年1月27日公示、2月8日投開票もしくは2月3日公示2月15日投開票のいずれかということで準備を進めておりましたけれども、19日の解散表明まで選挙日程が確定できませんでしたので、印刷等の準備に少し、支障を来したようなところがございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

投票所入場券について、期日前投票が始まるまでに間に合わないかもしれませんという連絡があったじゃないですか。あれは結局どうなったんですか。

○議長（城丸秀高）

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（手柴英司）

今回の選挙につきましては、前回の衆議院選挙に比べまして、解散表明から公示までの日数が

7日間ほど短かった関係がございました。入場整理券の印刷日程が確保できず、やむを得ず、期日前投票が始まった令和8年1月28日までに本来、お届けするべきところなのですが、28日から各有権者のお宅に配達が始まるというような結果となりまして、有権者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたというふうに思っております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

憲法7条に基づく解散ということになっていきますけど、このようなやり方が横行していけば、議会制民主主義は壊されてしまうんじゃないかと思うんですけど、これに対して、全国の首長の中には、こういうやり方は駄目だと堂々と発言した方もいるんですけど、武井市長はこういうやり方についてどう思いながらこの予算を専決処分したんですか。答弁を求めます。

○議長（城丸秀高）

川上議員、考えを求めることはできません。質疑はできますけど。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

見解を求めます、決裁する時の。

○議長（城丸秀高）

考えを求めることと、全く同じと思います。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党は、今回のやり方についてクーデター的手法だと。これを先ほど言いましたけど、あたかも地方議員を部下であるかのように扱っている。そういう指摘をしているわけですよ。

だから、市長にあなたは どう思って専決処分したのか、お聞きしたいんですけど議長が質問を認めないというので、今回は見逃しておきましょう。

○議長（城丸秀高）

質疑を終結いたします。

本案36件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託をいたします。

「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」、以上2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。久世副市長。

○副市長（久世賢治）

ただいま上程されました議案につきまして、特別会計補正予算書により、提案理由の説明をいたします。今回の補正予算議案は、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、第1条で歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳入の款項の区分及び金額を補正するものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

13ページをお願いいたします。「議案第76号 令和7年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、勝車投票券発売収入の増加に伴い、必要となる経費を補正するもので、第1条で歳入歳出予算の総額に3億5963万9千円を追加して、3億2794万2千円にしようとするものでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

追加「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」ということになっています。そこで、まず保険給付費等交付金1億1235万8千円について、説明してください。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

今回減額となりました特別交付金は、特別調整交付金分となっております。この交付金は、標準的な算定方式で補い切れない部分を補填することで、国民健康保険財政の安定化を図るための財源措置としまして、市町村の財源状況その他の事情に応じた財政の調整を行うなど、個別の事情に着目し交付される交付金となっております。

その算定に当たりましては、様々な国保事業に係るメニューにつきまして、国の算定基準に基づき計算を行い、その合算額により交付額が決定されるものでございます。

本市の特別調整交付金の主な対象事業としまして、結核性疾病及び精神疾患に係る療養給付費、非自発的失業者に係る保険税軽減、その他特別事情がございますが、そのうち結核性疾病及び精神疾患に係る療養給付費の実績が12月補正見込額から大幅に減額したことが要因となっているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この保険給付費等交付金の減額補正は、例えばですけど、医療費給付実績の精査によるもの、退職被保険者等の精査によるもの、他の交付金との相殺によるもの、保険給付費の取消し勧告によるものなどがあるというふうに承知していますけど、今の説明からいうと最後のほうが大事だったのではないかと思うけど、この11億1200万円余の数字が見えるような説明ができますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

先ほど議員のおっしゃった主な減額補正の理由としましては、医療費給付実績の精査というところになるかと思っております。まず金額ベースになりますが、結核性疾病及び精神疾患に係る療養給付費に係る交付金の補助金算定額は、12月補正後の9166万9千円が491万1千円となり、8675万8千円の減額となっております。そちらのほうを含めました特別調整交付金全体では、12月補正予算額1億3700万5千円が2464万7千円となりまして、先ほど申し上げました1億1235万8千円の減額というふうになっているところでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

結核性疾病及び精神疾患に関わるものが主なものということなんですね。それは、医療費実績の精査によるということなんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

医療費の精査によるものでございまして、そのうちの精神結核に係る療養給付費、そちらのほうの精査によるものが、総医療費に対しての割合をかなり低く算定されてしまったために、交付額が低くなったものということになります。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今、資料がない状態でお聞きしていますが、確認ですが、精神分野で受診が減ったとかそういうことではないわけでしょう。受診実績は例年どおりなんだけれども、交付金は減るような計算は誰がしたんですか。国ですか、県ですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

こちらの結核性疾患及び精神疾患に係る療養給付費に係る処理事務につきましては、毎月、レセプトを抽出しております。これは、国民健康保険団体連合会から送付され、精神結核対象者レセプトとして情報をため込んで、こちらのほうで処理をさせていただいております。1月中旬に、国民健康保険団体連合会から配付される申請資料の作成支援ツールというのがございまして、こちらにレセプト情報を通すことで算定額を算出するようになっております。

今回、12月補正のタイミングではこちらのツールがないために、毎月抽出した申請レセプト情報のデータ件数について検証を行い、例年のデータ件数と乖離がないことを確認した上で、前年度の決算ベースで予算を計上していたところでございます。そのために金額についての精査というのはできていない状況で補正をしました。

その結果、今回の報告の時点でこちらの結核性疾患及び精神疾患に係る療養給付費の率が低くなったというところで、今回の交付金の金額が低くなるという結果でございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これは、どこに行くのかな。協働環境委員会に付託の予定なんですね。よくよく審査してもらいたいんですけど、私も勉強します。

次は、これに伴う措置なんですけれど、これで財源調整するために先ほどお聞きしました国民健康保険給付費等準備基金繰入金が生じるわけですね。そうしますと、年度末の基金残高が令和8年度当初予算編成後のものと変わりますね。令和7年度末の基金残高は幾らになるんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

令和7年度末の見込額としては、5億3179万4千円となる見込みでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

これが最新の情報ということになるんですか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

補正予算資料の7ページをお願いいたします。中段にあります、特別会計の国保のところの国保給付費準備基金の部分でございますが、こちらのほうの令和7年度のところの分につきまして、5億3179万4千円という形で表記させていただいております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

今年度の補正で5億3179万4千円でしょう。同じ議会に出している来年度の当初予算資料

では6億4415万2千円となっておりますでしょう。この関係はどういうことになりましょうか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

先ほど申しましたように、令和7年度末の基金残高5億3179万4千円となっております、令和8年度の当初予算を反映させますと、令和8年度見込額でございますが、215万4千円の取崩しをいたしまして、さらに、730万6千円を積み立てさせていただいておりますので、令和8年度末残高見込額は5億3694万6千円という計算になると思います。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

当初予算のほうは、令和7年度末は6億4930万4千円で見込んで、令和8年度の予算編成をします。その予算編成後の令和7年度末の残高が6億4415万2千円で、予算編成後が令和8年当初予算編成後は500万円程度増えて6億4930万4千円ということでしょう、当初予算は。ところが令和7年の今、審査している「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」だと、令和7年度末が5億3179万4千円で、当然、県が縮小した分だけ1億1千万円ぐらい減少しているわけでしょう。当初予算の予算編成はこのままでいいんですか。どういうことになりますか。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

今回の補正予算の基金の繰入れ2億7432万3千円を行うことにはしておりますが、この額につきましては、あくまで予算ベースの繰入額となっております。これから年度末にかけて、決算整理をされることとなり、歳出予算の執行残状況の発生により繰り入れる基金の額につきましては、最終的に決まるものとなっております、その後、令和8年度の予算が決まります。そのときに基金が決まるものと思っておりますので、現在の状況で予算を計上させていただいておりますのでございます。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

この追加「議案第75号 令和7年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」で出すということは当初予算の修正が必要ではないかなと思ったわけです。そういうわけではないんですか。

○議長（城丸秀高）

暫時休憩いたします。

午後 4時25分 休憩

午後 4時26分 再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

今回、先ほど申し上げましたように、あくまでも、今、見込額でございまして、最終的に決算を迎える時期が参りまして、決算を迎えた後に補正などで数値を入れたいと思っております。

○議長（城丸秀高）

11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私の質問は当初予算の修正をかけなくてよいかということを行ったんですよ。

○議長（城丸秀高）

医療保険課長。

○医療保険課長（大隈友加）

当初予算の修正は必要ないというところになっております。

○議長（城丸秀高）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

本案2件は、議案付託一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4時27分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 25名)

1番	城丸秀高	16番	土居幸則
2番	深町善文	17番	吉松信之
3番	光根正宣	18番	吉田健一
4番	奥山亮一	20番	鯉川信二
7番	藤間隆太	21番	秀村長利
8番	藤堂彰	22番	永末雄大
9番	佐藤清和	23番	兼本芳雄
10番	田中武春	24番	小幡俊之
11番	川上直喜	25番	江口徹
12番	金子加代	26番	瀬戸元
13番	石川華子	27番	坂平末雄
14番	田中裕二	28番	道祖満
15番	赤尾嘉則		

(欠席議員 1名)

19番 田中博文

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 兼 丸 義 経

議会事務局次長 上 野 恭 裕

議事総務係長 安 藤 良

書 記 伊 藤 裕 美

議事調査係長 淵 上 憲 隆

書 記 宮 山 哲 明

書 記 奥 雄 介

◎ 説明のため出席した者

市 長 武 井 政 一

副 市 長 久 世 賢 治

教 育 長 桑 原 昭 佳

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 許 斐 博 史

行政経営部長 福 田 憲 一

市民協働部長 小 川 敬 一

市民環境部長 長 尾 恵美子

経 済 部 長 小 西 由 孝

こども未来部長 林 利 恵

都市建設部長 大 井 慎 二

教 育 部 長 山 田 哲 史

企画政策室長 落 合 幸 司

企 業 局 次 長 今 仁 康

企画政策室主幹 関 敏 幸

総 務 課 長 手 柴 英 司

防災安全課長 大 庭 敏 一

人 事 課 長 日 高 政 徳

情報管理課長 福 田 大 輔

スポーツ振興課長 今 林 直 久

地域公共交通対策課長 田 中 善 広

医療保険課長 大 隈 友 加

保 育 課 長 宮 本 敏 行

介護保険課長 許 斐 友美子

社会・障がい福祉課長 森 山 仁 志

健幸保健課長 林 寛 侍

学校教育課長 吉 村 浩 一

文 化 課 長 瀬 尾 善 忠